



郵政創業150年

第15期 定時株主総会 招集ご通知

日時

 2021年6月17日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

 東京都港区芝公園四丁目8番1号
ザ・プリンス パークタワー東京
地下2階 ボールルーム

※ ご来場の際は裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

【株主の皆さまへのお願い】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆さまにおかれましては、極力、書面またはインターネット等により事前に議決権をご行使いただき、当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

目次

■ 第15期定時株主総会招集ご通知	3
■ 議決権行使についてのご案内	6
■ 株主総会参考書類	9
議案 取締役12名選任の件	
【第15期定時株主総会招集ご通知添付書類】	
■ 事業報告	26
■ 計算書類	83
■ 連結計算書類	86
■ 監査報告書	89



▶ 書面による議決権行使期限

 2021年6月16日（水曜日）
午後5時15分到着分まで


▶ インターネット等による議決権行使期限

 2021年6月16日（水曜日）
午後5時15分まで

 パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からもご覧
いただけます。

<https://s.srdb.jp/7182/>


株式会社 ゆうちよ銀行

証券コード：7182

経営理念

お客様の声を明日への羅針盤とする
「最も身近で信頼される銀行」を目指します。

信頼

法令等を遵守し、お客さまを始め、市場、株主、社員との信頼、社会への貢献を大切にします

変革

お客様の声・環境の変化に応じ、経営・業務の変革に真摯に取り組んでいきます

効率

お客さま志向の商品・サービスを追求し、スピードと効率性の向上に努めます

専門性

お客様の期待に応えるサービスを目指し、不断に専門性の向上を図ります

株主の皆さまへ

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

また、この度、新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

当行は、2021年5月に新しい中期経営計画を策定しました。計画期間は、収益基盤・事業基盤の抜本的な強化に必要な期間等を考慮し、5年に設定しております。

当行をとりまく事業環境は、人口減少・超高齢化社会、地域経済の縮小、デジタル革命の進展、コロナ禍を受けた新しい生活様式への変化など、大きく変化しています。こうした環境変化への課題認識と当行の強み・経営資源を踏まえ、中期経営計画期間を「信頼を深め、金融革新に挑戦」する5年間と位置付けて、ビジネスモデルの変革と事業のサステナビリティ強化に取り組んでまいります。

当行は、一層信頼される企業となるため、全社員で「お客さま本位の業務運営」を実現し、企業価値向上につなげてまいります。株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

株式会社ゆうちょ銀行
取締役兼代表執行役社長

池田 素人



招集ご通知

証券コード 7182

2021年5月31日

株主各位

本社所在地：東京都千代田区大手町二丁目3番1号
(登記上の本店所在地：東京都千代田区丸の内二丁目7番2号)

株式会社 ゆうちよ銀行

取締役兼代表執行役社長 池田 憲人

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第15期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大が懸念される状況が続いていることから、株主の皆さまにおかれましては、極力、書面(議決権行使書用紙)または電磁的方法(インターネット等)により事前に議決権をご行使いただき、当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

議決権の事前行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類(9～25頁)をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」(6・7頁)に従いまして、**2021年6月16日(水曜日)午後5時15分までにご行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月17日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所* 東京都港区芝公園四丁目8番1号
ザ・プリンス パークタワー東京 地下2階 ボールルーム

3. 目的事項 報告事項
第15期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、計算書類、連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
議案 取締役12名選任の件

以 上

※ 会場における新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応

- ・当日は、受付の前に、ご来場の株主さまの検温をさせていただきます。発熱のある方や体調不良とお見受けの方には、ご入場をお控えいただく場合がございます。
- ・会場内でのマスクの常時着用と、手指のアルコール消毒にご協力をお願いいたします。
- ・会場の座席は間隔を空けて配置するため、席数が限られており、ご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・今後の状況により、株主総会の開催・運営に大きな変更が生じる場合は、**当行ウェブサイト**にてお知らせいたします。

■ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の個別注記表及び連結計算書類の連結注記表につきましては、法令及び当行定款第15条の規定に基づき、インターネット上の**当行ウェブサイト**に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。なお、会計監査人及び監査委員会が監査した計算書類及び連結計算書類には、**当行ウェブサイト**に掲載している個別注記表及び連結注記表を含みます。

■ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の**当行ウェブサイト**に掲載させていただきます。

 **当行ウェブサイト** <https://www.jp-bank.japanpost.jp/>

ゆうちょ銀行

検索

ライブ配信及び事前のご質問受付のご案内

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場の席数が限られており、ご入場をお控えいただく場合がございます。そのため、以下のとおりインターネットライブ配信及び事前のご質問受付を実施いたします。

〈ライブ配信〉

ご来場いただくことなく、ご自宅などでご視聴いただけるよう、第15期定時株主総会の模様をインターネットにてライブ配信いたします。

1. 公開日時 2021年6月17日（木曜日）午前10時から
2. 視聴方法 以下に記載の当行ウェブサイトからアクセスしてご視聴ください。
3. ご注意
 - (1) ライブ配信を通じての議決権行使及び質疑はできません。
 - (2) 会場後方からの撮影とし、ご来場の株主さまの容姿は映さないよう配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。
 - (3) ご来場の株主さまのご発言も音声として配信されますので、個人情報等にご注意願います。
 - (4) ご使用のパソコン環境(機種、性能等)やインターネット接続環境（回線状況、接続速度等）、アクセスの集中等により、株主総会の映像や音声に不具合が生じる場合がございます。また、諸般の事情により、ライブ配信を中断または中止する場合がございます。
 - (5) ご視聴いただく場合の通信料金等は、株主さまのご負担となります。

〈事前のご質問受付〉

2021年5月31日（月）午前10時から6月10日（木）午後5時までの期間、以下に記載の当行ウェブサイトにおいて、株主の皆さまから、第15期定時株主総会に関する報告事項および決議事項に関するご質問をお受けいたします。

<当行ウェブサイト「第15期定時株主総会」>

[ホーム](#) > [IR情報](#) > [株式関連情報](#) > [株主総会](#)

[https://www.jp-bank.japanpost.jp/ir/stock/ir_stk_meeting.html]



議決権行使についてのご案内

事前にご行使いただく場合 (極力、事前行使していただきますようお願い申し上げます。)



インターネットによるご行使

行使期限

2021年6月16日(水曜日) 午後5時15分まで

「スマート行使」による方法

① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセス

議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードを、スマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



議決権行使コードおよびパスワードを入力しなくても、簡単に議決権行使ができます。

② 以降は画面の案内のとおり、賛否を入力し、議決権をご行使ください。



ご注意

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使ウェブサイト」より、変更をお願いします。

※ インターネットをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主さまのご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、スマート行使及び議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

【株主名簿管理人】
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

インターネットによる
議決権行使について

☎ 0120-652-031

(フリーダイヤル) (受付時間 午前9時～午後9時)

「議決権行使ウェブサイト」による方法

① 議決権行使ウェブサイトへアクセス

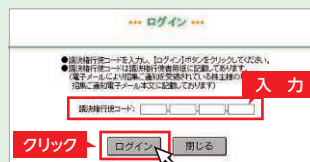
<https://www.web54.net>



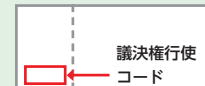
「次へすすむ」をクリックしてください。

② 議決権行使コードを入力

議決権行使書用紙裏面の左下に記載された「議決権行使コード」を入力し「ログイン」をクリックしてください。



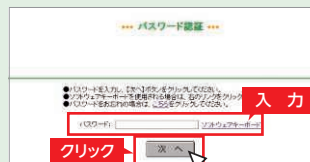
議決権行使書用紙裏面
(所有株式数 印字面)



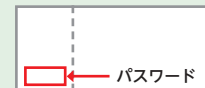
③ パスワードを入力

議決権行使書用紙裏面の左下に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリックしてください。

※ 次の画面で新しいパスワードを設定します。設定した新しいパスワードは大切に保管してください。



議決権行使書用紙裏面
(所有株式数 印字面)



④ 以降は画面の案内のとおり、賛否を入力し、議決権をご行使ください。



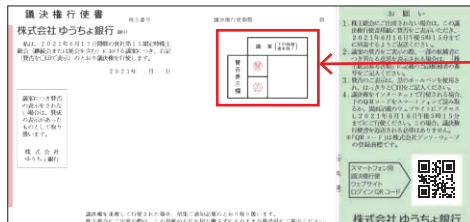
書面によるご行使

行使期限

2021年6月16日（水曜日）午後5時15分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

議決権行使書用紙のご記入方法



こちらに、議案の賛否をご表示ください。

議案

全員賛成の場合 → 「賛」の欄に○印

全員否認の場合 → 「否」の欄に○印

一部の候補者を
否認する場合 → 「賛」の欄に○印をし、否認する
候補者の番号を記入

なお、賛否の表示がない場合には、「賛」の表示があったものとしてお取扱いいたします。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 郵送とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

当日ご出席いただく場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2021年6月17日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

場所

東京都港区芝公園四丁目8番1号

ザ・プリンス パークタワー東京 地下2階 ボールルーム

配当金について

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

1 期末配当金

1株当たり50円

2 効力発生日（支払開始日）

2021年6月18日

2021年5月14日開催の取締役会において、2021年6月18日を効力発生日（支払開始日）として、1株につき50円の期末配当金をお支払いすることを決議いたしました。

「期末配当金領収証」（銀行振込ご指定の方には「配当金計算書」及び「お振込みについて」）は、2021年6月17日開催の第15期定時株主総会決議ご通知に同封してご送付申し上げる予定です。

主な手続き、ご照会等の内容

- 配当金受領方法の指定のお手続き
- 住所・氏名変更等のお手続き
- 単元未満株式の買取・買増請求のお手続き
- 相続のお手続き

お問い合わせ先

口座を開設されている証券会社等

主な手続き、ご照会等の内容

- 支払期間経過後の配当金に関するご照会
- 郵送物等の発送と返戻に関するご照会
- 各種証明書の発行に関するお手続き
- その他株式事務に関する一般的なお問い合わせ

お問い合わせ先

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

 **0120-581-841**（フリーダイヤル）

（受付時間 土・日・祝日を除く午前9時～午後5時）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 取締役12名選任の件

取締役全員（12名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位及び担当		
1	再任 池田 憲人 (いけだ のりと)	取締役兼代表執行役社長 指名委員		
2	再任 田中 進 (たなかすすむ)	取締役兼代表執行役副社長		
3	再任 増田 寛也 (ますだひろや)	取締役 指名委員 報酬委員		
4	再任 小野寺 敦子 (おのでらあつこ)	取締役 監査委員 (常勤)		
5	再任 池田 克朗 (いけだかつあき)	取締役 監査委員長 報酬委員	社外	独立
6	再任 中鉢 良治 (ちゅうばちりょうじ)	取締役 報酬委員長 指名委員	社外	独立
7	再任 竹内 敬介 (たけうちけいすけ)	取締役 指名委員 報酬委員	社外	独立
8	再任 海輪 誠 (かいわまこと)	取締役 指名委員長	社外	独立
9	再任 栗飯原 理咲 (あいはらりさ)	取締役	社外	独立
10	再任 河村 博 (かわむらひろし)	取締役 監査委員	社外	独立
11	再任 山本 謙三 (やまもとけんぞう)	取締役 監査委員	社外	独立
12	新任 漆 紫穂子 (うるししほこ)		社外	独立

社外：社外取締役候補者

独立：独立役員候補者



候補者番号 **1** ^{いけ だ のり と} **池田 憲人** (1947年12月9日生)

取締役候補者とした理由

株式会社横浜銀行取締役、株式会社足利銀行頭取等を歴任するとともに、当行代表執行役社長として当行の経営を担っており、その豊富な経験と実績を活かして、当行取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

再任

所有する当行株式数
11,400株

取締役在任年月数
5年

取締役会への出席状況
100% (13回/13回)

指名委員会への出席状況
100% (1回/1回)

地位及び担当
取締役兼代表執行役社長、
指名委員

略歴

- 1970年 4月 株式会社横浜銀行入行
- 1996年 6月 同社取締役融資管理部長
- 1997年 6月 同社取締役総合企画部長
- 2001年 4月 同社代表取締役 (CFO 最高財務責任者)
- 2002年 4月 同社代表取締役 (CPO 最高人事責任者)
- 2003年 6月 同社取締役
横浜キャピタル株式会社代表取締役会長
- 2003年 12月 株式会社足利銀行頭取 (代表取締役)
- 2004年 6月 同社頭取 (代表執行役)
- 2008年 9月 A.T.カーニー特別顧問
- 2012年 2月 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構代表取締役社長
- 2016年 4月 当行代表執行役社長
- 2016年 6月 当行取締役兼代表執行役社長 (現任)
日本郵政株式会社取締役 (現任)

重要な兼職の状況：日本郵政株式会社取締役



候補者
番号 **2** ^{た なか} **田中** ^{すすむ} **進** (1959年8月23日生)

取締役候補者とした理由

当行コーポレートスタッフ部門等において要職を歴任するとともに、当行代表執行役副社長として当行の経営を担っており、その豊富な経験と実績を活かして、当行取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

再任

所有する当行株式数
7,900株

取締役在任年月数
8年

取締役会への出席状況
100% (13回/13回)

地位及び担当

取締役兼代表執行役副社長
(社長補佐、コーポレートスタッフ部門 (調査部、財務部、IR部、広報部、お客さまサービス統括部、IT戦略部サイバーディフェンス推進室、総務部除く))

略歴

- 1982年4月 郵政省入省
- 2000年7月 同省郵務局国際課長
- 2001年1月 総務省郵政企画管理局郵便企画課国際企画室長
- 2001年7月 同省郵政企画管理局貯金経営計画課長
- 2003年1月 郵政事業庁貯金部資金運用課長
- 2003年4月 日本郵政公社郵便貯金事業本部企画部長
- 2004年6月 内閣官房郵政民営化準備室参事官
- 2006年9月 日本郵政公社金融総本部郵便貯金事業本部企画部長
- 2007年10月 当行執行役
- 2009年6月 当行常務執行役
- 2010年10月 日本郵政株式会社常務執行役 (現任)
- 2012年4月 当行専務執行役
- 2013年6月 当行取締役兼執行役副社長
- 2015年3月 当行取締役兼代表執行役副社長 (現任)

■ 重要な兼職の状況：日本郵政株式会社常務執行役



再任

候補者番号 **3** ^{ます だ ひろ や} **増田 寛也** (1951年12月20日生)

取締役候補者とした理由

岩手県知事、総務大臣など行政の要職を歴任するとともに、郵政民営化委員会の委員長を務めた経験から日本郵政グループに関する十分な知見を有しております。また、当行の親会社である日本郵政株式会社の取締役兼代表執行役社長として日本郵政グループ全般の経営を担っており、その豊富な経験と実績を活かして、当行取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

所有する当行株式数
0株

取締役在任年月数
1年

取締役会への出席状況
100% (11回/11回)

指名委員会への出席状況
100% (1回/1回)

報酬委員会への出席状況
100% (2回/2回)

地位及び担当
取締役、指名委員、
報酬委員

略歴

- 1977年4月 建設省入省
- 1994年7月 同省建設経済局建設業課紛争調整官
- 1995年4月 岩手県知事
- 2007年8月 総務大臣
内閣府特命担当大臣
- 2009年4月 株式会社野村総合研究所顧問
東京大学公共政策大学院客員教授 (現任)
- 2020年1月 日本郵政株式会社代表執行役社長
- 2020年6月 当行取締役 (現任)
日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長 (現任)
日本郵便株式会社取締役 (現任)
株式会社かんぽ生命保険取締役 (現任)

重要な兼職の状況：日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長
日本郵便株式会社取締役
株式会社かんぽ生命保険取締役
東京大学公共政策大学院客員教授



候補者番号 **4** おの の でら あつ こ **小野寺 敦子** (1957年4月11日生)

取締役候補者とした理由

日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社において要職を歴任するとともに、当行常務執行役として当行の経営に携わった経歴を有しており、その豊富な経験と実績を活かして、当行取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

再任

所有する当行株式数
6,900株

取締役在任年月数
1年

取締役会への出席状況
100% (11回/11回)

監査委員会への出席状況
100% (14回/14回)

地位及び担当
取締役、監査委員 (常勤)

略歴

- 1981年4月 郵政省入省
- 1998年6月 同省大臣官房秘書課審議会室長
- 2001年7月 郵政事業庁簡易保険部営業課長
- 2003年4月 日本郵政公社広報部門広報部長
- 2006年7月 同社関東支社副支社長
- 2007年10月 郵便局株式会社 (現：日本郵便株式会社) 執行役員
- 2012年3月 同社執行役員北海道支社長
- 2013年9月 日本郵政株式会社執行役郵政大学校長
- 2017年6月 当行常務執行役
- 2020年6月 当行取締役 (現任)

重要な兼職の状況：なし



候補者
番号 **5** いけ だ かつ あき **池田 克朗** (1951年9月8日生)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたり金融機関の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての深い見識とともに、財務・会計に関する専門的な知識を有しており、その豊富な経験・見識を活かして、社外取締役として、当行取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

再任 社外 独立

所有する当行株式数
4,700株

取締役在任年月数
5年10か月

取締役会への出席状況
100% (13回/13回)

監査委員会への出席状況
100% (18回/18回)

報酬委員会への出席状況
100% (4回/4回)

地位及び担当
取締役、監査委員長、
報酬委員

略歴

- 1974年 4月 大正海上火災保険株式会社入社
- 1999年 6月 三井海上火災保険株式会社経理部長
- 2003年 6月 三井住友海上火災保険株式会社取締役執行役員経理部長
- 2005年 4月 同社取締役常務執行役員 (経理担当)
- 2006年 4月 同社取締役常務執行役員金融サービス本部長 (財務・運用担当)
- 2008年 4月 三井住友海上グループホールディングス株式会社取締役
- 2010年 4月 三井住友海上火災保険株式会社取締役専務執行役員MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社取締役執行役員
- 2011年 6月 同社監査役
- 2015年 8月 当行取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況： なし



候補者
番号 6 ちゅう ばち りょう じ 中鉢 良治 (1947年9月4日生)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたり株式会社の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての豊富な経験・見識を活かして、社外取締役として、当行取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

再任 社外 独立

所有する当行株式数
4,600株

取締役在任年月数
3年

取締役会への出席状況
100% (13回/13回)

指名委員会への出席状況
100% (2回/2回)

報酬委員会への出席状況
100% (4回/4回)

地位及び担当

取締役、報酬委員長、
指名委員

略歴

- 1977年 4月 ソニー株式会社入社
- 1999年 6月 同社執行役員
- 2002年 6月 同社執行役員常務
- 2003年 6月 同社業務執行役員上席常務
- 2004年 6月 同社執行役副社長COO
- 2005年 4月 同社エレクトロニクスCEO
- 2005年 6月 同社取締役代表執行役社長
- 2009年 4月 同社取締役代表執行役副会長
- 2013年 4月 独立行政法人産業技術総合研究所理事長
- 2015年 4月 国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長
- 2018年 6月 当行取締役 (現任)
- 2020年 4月 国立研究開発法人産業技術総合研究所最高顧問 (現任)

重要な兼職の状況： なし



候補者番号 **7** ^{たけ} ^{うち} ^{けい} ^{すけ} **竹内 敬介** (1947年11月18日生)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたり株式会社の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての豊富な経験・見識を活かして、社外取締役として、当行取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

略歴

- 1970年 4月 日本揮発油株式会社（現：日揮ホールディングス株式会社）入社
- 2000年 6月 同社取締役
- 2001年 6月 同社常務取締役
- 2002年 6月 同社専務取締役
- 2006年 6月 同社取締役副社長
- 2007年 3月 同社代表取締役社長
- 2009年 6月 同社代表取締役会長
- 2014年 6月 同社相談役
- 2019年 6月 当行取締役（現任）

■ **重要な兼職の状況**： ブラザー工業株式会社社外取締役
株式会社日本共創プラットフォーム社外取締役

再任 社外 独立

所有する当行株式数
2,100株

取締役在任年月数
2年

取締役会への出席状況
100% (13回/13回)

指名委員会への出席状況
100% (1回/1回)

報酬委員会への出席状況
100% (4回/4回)

地位及び担当

取締役、指名委員、
報酬委員



候補者
番号

8 ^{かい} ^わ ^{まこと} 海輪 誠 (1949年9月25日生)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたり株式会社の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての豊富な経験・見識を活かして、社外取締役として、当行取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

略歴

- 1973年4月 東北電力株式会社入社
- 2005年6月 同社取締役企画部長
- 2007年6月 同社上席執行役員新潟支店長
- 2009年6月 同社取締役副社長 I R 担当
- 2010年6月 同社取締役社長
- 2015年6月 同社取締役会長
- 2019年6月 当行取締役（現任）
- 2021年4月 東北電力株式会社取締役相談役（現任）*

■ 重要な兼職の状況：東北電力株式会社取締役相談役*
一般社団法人東北経済連合会会長

* 2021年6月開催予定の東北電力株式会社定時株主総会終結の時をもって取締役を退任し、同株主総会日付で相談役に就任する予定であります。

再任 社外 独立

所有する当行株式数
0株

取締役在任年月数
2年

取締役会への出席状況
100% (13回/13回)

指名委員会への出席状況
100% (2回/2回)

地位及び担当
取締役、指名委員長



候補者番号 **9** あ い はら り さ **栗飯原 理咲** (1974年3月28日生)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたりインターネットサービス事業の会社経営に携わり、インターネットマーケティング等についての深い見識を有しており、その豊富な経験・見識を活かして、社外取締役として、当行取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

再任 社外 独立

所有する当行株式数
1,600株

取締役在任年月数
2年

取締役会への出席状況
100% (13回/13回)

地位及び担当
取締役

略歴

- 1996年 4月 日本電信電話株式会社（現：エヌ・ティ・ティ・コムニケーションズ株式会社）入社
- 2000年 5月 株式会社リクルート入社
- 2003年 1月 アイランド株式会社代表取締役社長（現任）
- 2019年 6月 当行取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況： アイランド株式会社代表取締役社長



再任 社外 独立

候補者
番号 **10** かわ むら ひろし 河村 博 (1952年1月16日生)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたり法曹の職にあり、その経歴を通じて培った法律の専門家としての豊富な経験・見識を活かして、社外取締役として、当行取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に参与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

所有する当行株式数

1,200株

取締役在任年月数

1年

取締役会への出席状況

100% (11回/11回)

監査委員会への出席状況

100% (14回/14回)

地位及び担当

取締役、監査委員

略歴

- 1977年4月 東京地方検察庁検事任官
- 2008年7月 最高検察庁公判部長
- 2009年1月 千葉地方検察庁検事正
- 2010年4月 横浜地方検察庁検事正
- 2012年1月 札幌高等検察庁検事長
- 2014年1月 名古屋高等検察庁検事長
- 2015年3月 旭硝子株式会社（現：AGC株式会社）社外監査役
- 2015年4月 同志社大学法学部教授（現任）
- 2015年6月 株式会社石井鐵工所社外監査役
- 2016年6月 同社社外取締役（現任）
- 2020年6月 当行取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況：同志社大学法学部教授
株式会社石井鐵工所社外取締役



候補者番号 **11** ^{やま もと けん ぞう} **山本 謙三** (1954年1月21日生)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたり日本銀行の要職を歴任し、その経歴を通じて培った金融市場・金融システムに関する豊富な経験・見識を活かして、社外取締役として、当行取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

再任 社外 独立

所有する当行株式数
500株

取締役在任年月数
1年

取締役会への出席状況
90% (10回/11回)

監査委員会への出席状況
100% (14回/14回)

地位及び担当
取締役、監査委員

略歴

- 1976年 4月 日本銀行入行
- 2002年 2月 同行金融市場局長
- 2003年 5月 同行ニューヨーク駐在参事
- 2003年 12月 同行米州統括役兼ニューヨーク事務所長
- 2005年 7月 同行決済機構局長
- 2006年 7月 同行金融機構局長
- 2008年 5月 同行理事
- 2012年 6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所取締役会長
- 2016年 3月 株式会社ブリヂストン社外取締役 (現任)
- 2018年 6月 オフィス金融経済イニシアティブ代表 (現任)
- 2019年 2月 一般財団法人富山文化財団 (現：公益財団法人富山文化財団) 理事 (現任)
- 2019年 7月 住友生命保険相互会社社外取締役 (現任)
- 2020年 6月 当行取締役 (現任)

■ **重要な兼職の状況**： オフィス金融経済イニシアティブ代表
株式会社ブリヂストン社外取締役
住友生命保険相互会社社外取締役



新任 社外 独立

所有する当行株式数
0株

取締役在任年月数
—

取締役会への出席状況
—

地位及び担当
—

候補者
番号 **12** うるし しほ こ 漆 紫穂子 (1961年4月4日生)
(戸籍上の氏名：阿部 紫穂子)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたり学校法人の理事長、政府関係会議の委員として活動し、学校経営、教育・人材育成などについての深い見識を有しており、その豊富な経験・見識を活かして、社外取締役として、当行取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

略歴

- 1986年 4月 都内私立女子一貫校勤務
- 1989年 4月 学校法人品川女子学院勤務
- 2006年 4月 学校法人品川女子学院校長
- 2014年 9月 内閣府「教育再生実行会議」委員（現任）
- 2016年 2月 キューピー株式会社社外取締役（現任）
- 2017年 4月 学校法人品川女子学院理事長（現任）
- 2018年 4月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社社外取締役（現任）
- 2019年 6月 日新火災海上保険株式会社社外取締役（現任）*1
- 2021年 6月 東京海上日動火災保険株式会社監査役*2

■ 重要な兼職の状況： 学校法人品川女子学院理事長
キューピー株式会社社外取締役
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会
社社外取締役
日新火災海上保険株式会社社外取締役*1
東京海上日動火災保険株式会社監査役*2

*1 2021年6月開催予定の日新火災海上保険株式会社定時株主総会終結の時をもって退任する予定であります。

*2 2021年6月下旬開催予定の東京海上日動火災保険株式会社定時株主総会において選任され、就任する予定であります。

- (注) 1. 増田寛也氏が取締役兼代表執行役社長を務める日本郵政株式会社は、当行の株式の89%（自己株式を除く）を保有する親会社です。当行は同社とグループ運営に関する契約を締結し、同契約に基づき当行は同社に対しブランド価値使用料を支払っているほか、当行と同社の間には不動産賃貸借等の取引関係があります。なお、その他の取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち、池田克朗氏、中鉢良治氏、竹内敬介氏、海輪誠氏、栗飯原理咲氏、河村博氏、山本謙三氏及び漆紫穂子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。
3. 池田克朗氏、中鉢良治氏、竹内敬介氏、海輪誠氏、栗飯原理咲氏、河村博氏及び山本謙三氏は、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保を義務付けている独立役員であります。また、漆紫穂子氏は株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当行の独立役員指定基準を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 当行社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、池田克朗氏は5年10か月、中鉢良治氏は3年、竹内敬介氏、海輪誠氏及び栗飯原理咲氏は2年、河村博氏及び山本謙三氏は1年となります。
5. 当行は、増田寛也氏、小野寺敦子氏、池田克朗氏、中鉢良治氏、竹内敬介氏、海輪誠氏、栗飯原理咲氏、河村博氏及び山本謙三氏との間に会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。各氏の選任が承認された場合、当行は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。また、漆紫穂子氏の選任が承認された場合、当行は同氏との間に、同様の契約を締結する予定であります。
6. 当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各取締役を含む被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。また、次回契約更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

取締役候補者指名基準

(目的)

第1条 本基準は、指名委員会で取締役候補者を指名する際の基準を定める。

(取締役候補者の規模・構成)

第2条 指名委員会は、取締役会全体のバランスに配慮しつつ、専門知識、経験等が異なる多様な取締役候補者を指名する。

2 取締役候補者の員数は、定款で定める20名以内の適切な人数とし、原則として、その3分の1以上は、独立性を有する社外取締役候補者により構成し、また、財務・会計に関する知見を有する者を1名以上含むものとする。

(社内取締役候補者指名基準)

第3条 指名委員会は、以下の条件を満たす者を当銀行の社内取締役候補者として指名する。

- (1) 当銀行の業務に関し専門知識を有すること
- (2) 経営判断能力及び経営執行能力にすぐれていること
- (3) 指導力、決断力、先見性、企画力にすぐれていること
- (4) 取締役としてふさわしい人格及び識見を有すること
- (5) 社内取締役としての職務を遂行するにあたり健康上の支障がないこと

(社外取締役候補者指名基準)

第4条 指名委員会は、以下の条件を満たす者を当銀行の社外取締役候補者として指名する。

- (1) 経営、財務・会計、法律、行政、社会文化等の専門分野に関する知見を有し、当該専門分野で相応の実績を上げていること
- (2) 取締役としてふさわしい人格及び識見を有すること
- (3) 社外取締役としての職務を遂行するにあたり健康上あるいは業務上の支障がないこと

(欠格事由)

第5条 指名委員会は、以下の条件に該当する者を取締役候補者として指名してはならない。

- (1) 会社法第331条第1項に定める取締役欠格事由に該当する者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている者

(改廃)

第6条 本基準の改廃は指名委員会の決議による。

【ご参考】「株式会社ゆうちょ銀行独立役員指定基準」

当社は、次のいずれにも該当しない社外取締役の中から、東京証券取引所の定める独立役員を指定する。

1. 過去に日本郵政グループの業務執行者であった者
2. 過去に当社の親会社の業務執行者でない取締役であった者
3. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者等
4. 当社の主要な取引先である者又はその業務執行者等
5. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得、又は得ていたコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者又は過去に所属していた者）
6. 当社の主要株主（法人である場合には、当該法人の業務執行者等）
7. 次に掲げる者（重要でない者を除く。）の配偶者又は二親等内の親族
 - (1) 前記1から6までに掲げる者
 - (2) 日本郵政グループ（当社を除く）の業務執行者
 - (3) 当社の親会社の業務執行者でない取締役
8. 当社の業務執行者等が社外役員に就任している当該他の会社の業務執行者等
9. 当社から多額の寄付を受けている者（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者等又はそれに相当する者）

別記

1. 本基準における用語の意義は、次に定めるところによる。

日本郵政グループ	当社、当社の親会社、当社の子会社及び当社の兄弟会社
業 務 執 行 者	会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者
業 務 執 行 者 等	業務執行者又は過去に業務執行者であった者
当 社 を 主 要 な 取 引 先 と す る 者	過去3事業年度における当社からその者への支払の年間平均額が、その者の過去3事業年度の年間平均連結総売上高の2%以上である者
当 社 の 主 要 な 取 引 先 で あ る 者	過去3事業年度におけるその者から当社への支払の年間平均額が、当社の過去3事業年度の年間平均連結経常収益の2%以上である者
多 額 の 金 銭	個人：過去3事業年度において年間平均1,000万円以上の金銭 団体：過去3事業年度における当社からその者への支払の年間平均額が、その者の過去3事業年度の年間平均連結総売上高の2%以上である場合の金銭
主 要 株 主	金融商品取引法第163条第1項に規定する主要株主
多 額 の 寄 付	過去3事業年度において年間平均1,000万円以上の寄付

2. 独立役員の属性情報に関し、独立役員に係る取引又は寄付が次に定める軽微基準を充足する場合は、当該独立役員の独立性に与える影響がないと判断し、独立役員の属性情報の記載を省略する。

(1) 取引

- ① 過去3事業年度における当社から当該取引先への支払の年間平均額が、当該取引先の過去3事業年度の年間平均連結総売上高の1%未満
- ② 過去3事業年度における当該取引先から当社への支払の年間平均額が、当社の過去3事業年度の年間平均連結経常収益の1%未満

(2) 寄付

当社からの寄付が、過去3事業年度において年間平均500万円未満

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

イ. 主要な事業内容

当行は、日本郵政グループの一員として銀行業を営んでいます。主な業務は、預金（貯金）業務、シンジケートローン等の貸出業務、有価証券投資業務、為替業務、国債・投資信託および保険商品の窓口販売業務、住宅ローンの媒介業務、クレジットカード業務です。

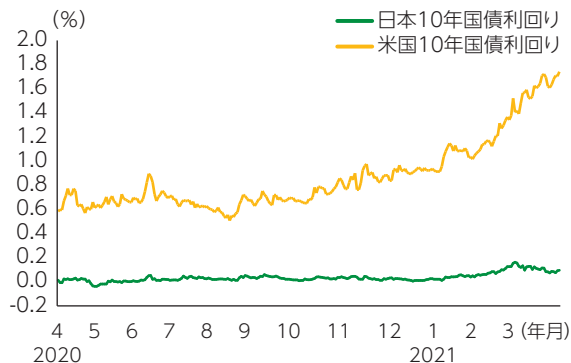
ロ. 金融経済環境

当年度の経済情勢を顧みますと、世界経済は、新型コロナウイルス感染拡大による未曾有の悪化後、政府・中央銀行による大規模な景気支援策の下、経済活動の段階的再開により、持ち直しました。中国経済は、日米欧に先がけ4－6月期に大きく持ち直した後、順調な回復が続き、日米欧経済も7－9月期以降、総じて持ち直しに転じました。しかし、欧州（ユーロ圏）は感染再拡大、経済活動制限強化を受け10－12月期以降2四半期連続のマイナス成長、日本も緊急事態宣言発令を受け1－3月期はマイナス成長となりました。ワクチン普及時期や変異種の動向等、新型コロナウイルス収束には不確実な要素が多く、先行きの経済情勢は不透明感が残ります。

金融資本市場では、日米欧とも中央銀行が大規模かつ矢継ぎ早に流動性供給と信用支援を進めた結果、米国の10年債利回りは10月までは概ね0.7%程度で推移した後、11月以降、大統領選、議会選挙を経て、新政権による大型追加経済対策が成立し、3月にかけて1.7%台まで上昇しました。日本の10年債利回りも概ね0%をやや上回る水準で推移した後、0.1%台に上昇しました。また、前年度末に急拡大した海外のクレジットスプレッドも急速に縮小した後は、低位で推移しました。

外国為替市場では、米実質金利の低下に、ワクチン開発進展や米大統領選決着によるリスクオンムードも加わり、対ドルでは一時102円台まで円高が進行しましたが、1月以降、米金利上昇を受け110円台まで反転しました。対ユーロでは、欧州復興基金合意を契機に円安基調で推移しました。

日経平均株価は、景気の急激な悪化を織り込み、2020年4月初め時点では19,000円を下回っていましたが、政府・日本銀行による大規模な景気支援策の下、主要各国の経済活動再開に伴う景気回復期待や、高値更新を演じた米国株高も映し上昇基調に転じ、2021年に入ってから米追加経済対策や欧米のワクチン接種進展を受けたグローバル経済の急回復期待により、2月に約30年半ぶりの30,000円台に回復した後、3月末にかけ概ね28,000円～30,000円のレンジで推移しました。



八. 事業の経過及び成果

2020年度業績

経常利益	当期純利益	親会社株主に帰属する 当期純利益	1株当たりの 年間配当金	配当性向
3,943億円	2,798億円	2,801億円	50円	66.9%
(前年度比+152億円)	(前年度比+67億円)	(前年度比+66億円)	(うち期末配当金は50円)	

■ 損益の状況

当年度の業務粗利益は、前年度比48億円増加の1兆3,190億円となりました。このうち、資金利益は、低金利環境の継続など厳しい経営環境下、有価証券利息が減少し、前年度比149億円減少の9,618億円となりました。役務取引等利益は、前年度比9億円減少の1,279億円となりました。また、その他業務利益は、外貨調達コストの低下もあり、前年度比207億円増加の2,292億円となりました。

経費は、前年度比100億円減少の1兆101億円となりました。

以上により、業務純益は前年度比149億円増加の3,088億円、経常利益は前年度比152億円増加の3,943億円となりました。当期純利益は2,798億円と前年度比67億円の増益となりました。

(単位：億円)

	2019年度	2020年度	増減
業務粗利益 (イ)	13,142	13,190	48
資金利益	9,768	9,618	△149
役務取引等利益	1,288	1,279	△9
その他業務利益	2,084	2,292	207
経費 (ロ)	10,202	10,101	△100
人件費	1,225	1,193	△32
物件費	8,443	8,342	△100
税金	533	565	32
一般貸倒引当金繰入額 (ハ)	0	-	△0
業務純益 (二) = (イ) - (ロ) - (ハ)	2,939	3,088	149
臨時損益 (ホ)	851	854	3
経常利益 (ハ) = (二) + (ホ)	3,790	3,943	152
当期純利益	2,730	2,798	67

経営指標は下表のとおりです。

	2019年度	2020年度	増減
総資産当期純利益率 (ROA)	0.13%	0.12%	△0.00%
資本当期純利益率 (ROE)	2.68%	2.75%	0.06%
経費率 (OHR)	77.63%	76.58%	△1.04%

また、連結の経常利益は3,942億円、親会社株主に帰属する当期純利益は2,801億円となり、通期業績予想の親会社株主に帰属する当期純利益2,700億円に対する達成率は103.7%となりました。

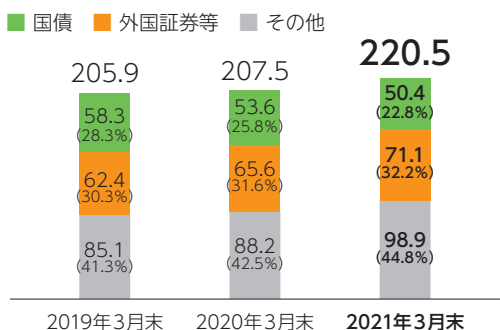
■ 財産の状況

当年度末における総資産は、前年度末比12兆9,423億円増加の223兆8,475億円となりました。運用資産のうち、有価証券は前年度末比2兆9,848億円増加の138兆1,832億円となりました。国内の低金利環境の継続により、国債残高は減少する一方で、国際分散投資の推進により、外国証券等の残高は増加しました。

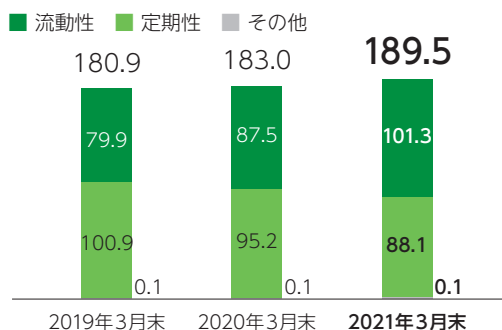
資金調達の主要勘定である貯金残高は、前年度末比6兆5,887億円増加の189兆5,934億円となりました。

株主資本が前年度末比1,861億円増加、評価・換算差額等が前年度末比2兆1,883億円増加し、純資産は11兆3,621億円となりました。株主資本のうち、利益剰余金は2兆7,494億円となりました。

運用資産の推移



貯金残高の推移



■ 自己資本比率の推移

運用の高度化・多様化を推進していく中、財務健全性の観点から必要十分な自己資本比率を確保しました。自己資本比率規制上の最低水準である4%に比べて、なお高い水準を維持しています。

		2019年度末	2020年度末	増減
自己資本比率 (国内基準)	連結	15.58%	15.53%	△0.04%
	単体	15.55%	15.51%	△0.04%

(参考)

国際統一基準（連結、試算値*）

	2020年度末
CET1（普通株式等Tier1）比率	17.73%
その他有価証券評価益除く	14.09%

* 一部計算項目は簡便的に算出

■ 格付

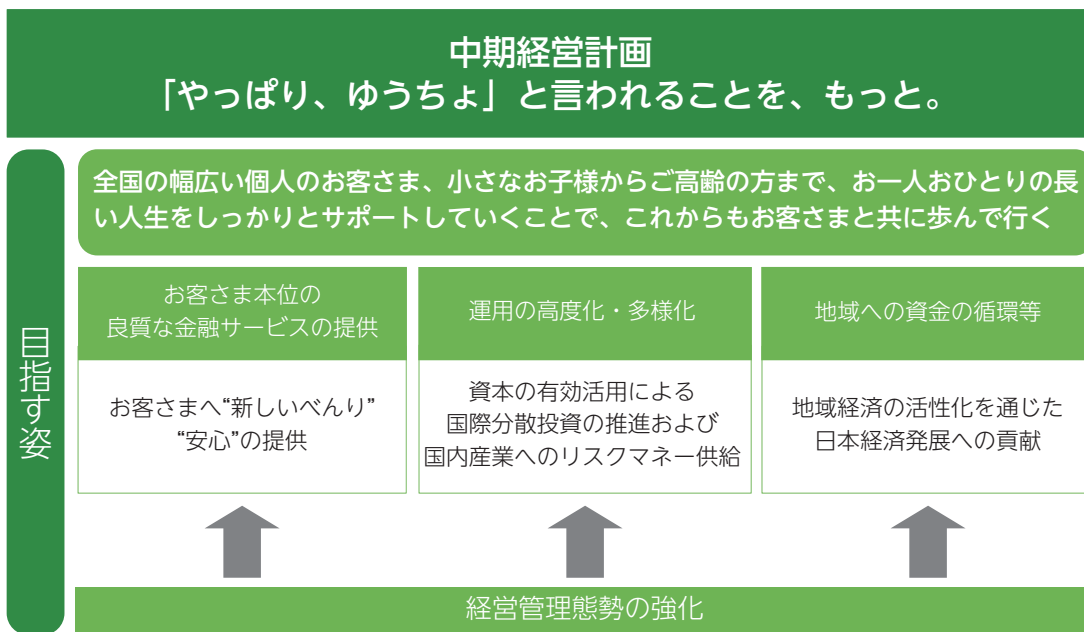
当行は、2つの格付機関から、国内金融機関で最高水準の格付を取得しています。

(2021年3月31日時点)

格付会社	長期格付	短期格付
Moody's	A1	P-1
S&P	A	A-1

事業の概況

当行は、低金利環境の長期化などの厳しい経営環境において、2018年度から2020年度を計画期間とする中期経営計画で当行の目指す姿として掲げた「お客さま本位の良質な金融サービスの提供」、「運用の高度化・多様化」、「地域への資金の循環等」および「経営管理態勢の強化」に取り組み、この実現に向けた基盤固めを進めました。



お客さま本位の良質な金融サービスの提供

■ キャッシュレス決済サービスにおける不正利用等に関する各種対応状況

当行の即時振替サービスやmijica（Visaデビット・プリペイドカード）において、悪意の第三者による不正利用等が発生し、お客さまに多大なるご迷惑をおかけしました。

この対応として、2020年9月初旬以降順次不正利用が発生したサービスを停止し、被害に遭われたお客さまに対する補償を行いました。また、当行代表執行役社長が直接指揮する「セキュリティ総点検タスクフォース」を立ち上げ、当行のキャッシュレス決済サービスのセキュリティの堅牢性やお客さまの利用状況のモニタリング態勢等の再確認を行いました。

その後、即時振替サービスについては、セキュリティ態勢等の確認ができた事業者から、2021年1月以降順次サービスを再開しております。mijicaについては、2022年春の新たなブランドデビットカードへの移行に向けて準備を進めております。

さらに、不正利用等への対応を巡るガバナンス上の課題についても、当行の監査委員会および日本郵政グループ4社が設置した、外部専門家を委員とする「JP改革実行委員会」からの提言などを踏まえ、改善に向けた取組みを進めてきました（後述36頁・44頁参照）。

当行は、キャッシュレス決済サービスを経営上の重要施策と考えており、今般の経験と反省を踏まえ、お客さまにより安全・安心にサービスをご利用いただけるよう、一層のセキュリティ強化に取り組むとともに、リスク感度の向上を図りお客さま本位の業務運営に努めてまいります。

■ デジタル化等によるサービスの高度化、業務の効率化

フィンテック（金融とITの融合）に代表される新たなテクノロジーの活用や、お客さまの利便性を一層高めるような金融チャネルの高度化・充実を通じて、いつでもどこでも使える「新しいべんり」の提供に努めました。

具体的には、スマートフォンを使っていつでも現在高や入出金明細を確認できる「ゆうちょ通帳アプリ」について、多くの方々にご利用いただけるように、プッシュ通知機能の追加や普及促進に取り組みました。スマートフォン決済サービス「ゆうちょPay」については、利用できる店舗の拡大を進めるとともに、ゆうちょPay等の当行のキャッシュレス決済サービスを郵便局でご利用いただいたお客さまを対象とする「郵便局キャッシュレス決済キャンペーン」等の施策を実施しました。

あわせて、事業所向けWebセミナー等を通じて、お客さまからの要望が多い機能を備えたインターネットバンキングサービス「ゆうちょBizダイレクト」への法人のお客さまの移行推奨に注力しました。

(参考)



『Top Publisher Award*』において、日本郵政グループはブレイクしたアプリパブリッシャーとしてファイナンス部門1位を受賞しました。このうち、当行で最も多くダウンロードされている「通帳アプリ」については、ご登録口座数280万口座（2021年3月時点）と多くのお客さまにご利用いただいております。

* アプリ市場の成長に大きく貢献をしたアプリパブリッシャー（アプリ提供企業）に対してApp Annie社から贈られる賞

また、2020年10月にコールセンターにAIシステムを導入し、同年11月にホームページ上のチャットボットで対応可能な回答範囲を拡大するなど、デジタル技術を活用したお客さま対応の品質や運営効率の向上に取り組みました。

さらに、幅広い世代のお客さまニーズに応えるために、「フラット35^{*1}」の直接取扱や「口座貸越サービス^{*2}」等の新たなサービスの開始に向けて、2020年12月に金融庁および総務省に認可を申請し、2021年4月に認可を取得しました（2021年5月サービス開始）。

このほか、2021年3月には、民間発行型のデジタル通貨実現のための取組みおよびプラットフォーム開発に参画することを展望し、「株式会社ディーカレット」に出資しました。

* 1 独立行政法人住宅金融支援機構の個人向け固定金利住宅ローン

* 2 口座残高を超える払戻し、自動払込み等、各種決済サービスを利用した取扱いの際に、不足額を自動的に融資するサービス

■ お客さまの資産形成への貢献

お客さま本位の業務運営の一層の浸透を図る視点から、お客さまニーズに応じたコンサルティングの充実に努めました。

具体的には、商品の内容等を分かりやすくまとめたお客さま向け販売ツールの整備、お客さまの資産形成のご相談に応じる社員の育成とアフターフォローの充実、ご高齢のお客さまへのサービス強化に向けた「シニアライフアドバイザー^{*1}」の試験的な配置等に取り組みました。

また、営業目標・人事評価体系についても、「営業の品質」および「お客さま視点」を一層意識した体系に見直しを行いました。

さらに、2019年5月に大和証券グループとの間で協業の検討に合意した「投資一任サービス^{*2}」について、サービスの開始に向けた準備を進めました。このほか、ご高齢者向けの新サービスとして「相続・信託サービス」の検討に着手しました。

* 1 高齢のお客さまへのアフターフォローを専門的に行う社員

* 2 投資一任契約に基づき、投資運用業者がお客さまから投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づきお客さまのための投資を行うに必要な売買・管理等までを行うサービス

運用の高度化・多様化

■ 運用の高度化・多様化

新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う市場の混乱は落ち着きを取り戻しつつあるものの、先行き不透明な状況が継続し、国内の低金利環境など、厳しい運用環境の中、リスク・リターンやクレジットクオリティ（投資先の信用力等）を意識しつつ、リスク性資産残高を2021年3月末時点で91.1兆円まで拡大しました。リスク性資産のうち、戦略投資領域^{*}への投資については、優良な案件への選別的な投資に努め、残高を4.2兆円まで積み上げました。

* プライベートエクイティファンド（成長が見込まれる未上場企業等へ投資するファンド）、不動産ファンド等からなる戦略的な投資領域

■ 財務健全性の確保

運用の高度化・多様化を推進していく中であっても、財務健全性の観点から必要十分な自己資本比率を確保しています。また、「リスクアペタイト・フレームワーク（RAF）^{*}」を活用し、当行が取得する適切なリスクの種類や水準を明確にしたうえで、安定的な収益と財務健全性のバランスに配慮した投資方針を決定しました。

* リスクアペタイト（自社のビジネスモデルの個別性を踏まえた上で、事業計画達成のために進んで受け入れるべきリスクの種類と総量）を、資本配分や収益最大化を含むリスクイフ方針全般に関する銀行内の共通言語として用いる経営管理の枠組み

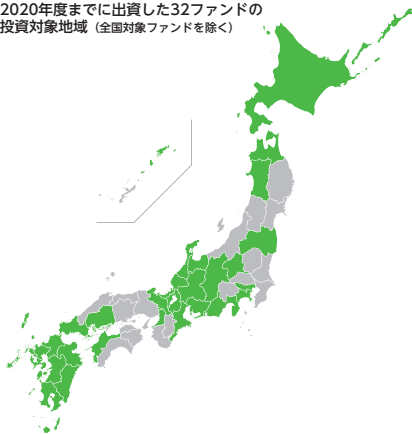
地域への資金の循環等

■ 地域活性化への貢献

お客さまからお預かりした大切な資金を地域に循環し、地域経済の活性化に貢献するために、地域金融機関との連携を通じて、2016年度から地域活性化ファンドへの参加を積極的に推し進めています。2020年度も事業承継や起業・創業支援、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている企業への支援等を目的として、新たに4件（累計32件）の地域活性化ファンドに参加しました。また、2021年1月には、長期的視点に立って地方創生に向けた取組みを行う投資・事業経営会社「株式会社日本共創プラットフォーム（JPiX）」に出資しました。

さらに、2019年10月から開始している税公金の取りまとめ事務の共同化については、2021年3月から京都信用金庫・尼崎信用金庫とも開始するなど、地域金融機関との連携強化に取り組みました。

(参考)
2020年度までに
出資した32ファンドの
投資対象地域
(全国対象ファンドを除く)



2020年度に新たに出資したファンド名称	参加年月
① 関西イノベーションネットワークファンド	2020年 4月
② 近畿中部広域復興支援ファンド*	2020年 7月
③ みやこ京大イノベーション2号ファンド	2020年10月
④ ドーガン・リージョナルバリューファンド*	2020年12月

* 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている企業への支援を投資目的に含む

経営管理態勢の強化

■ お客さま本位の業務運営

キャッシュレス決済サービスにおける不正利用事案では、当行の監査委員会より、当該事案に係るガバナンスの構築・運用状況の検証が行われ、改善に向けた提言が報告されました。また、「JP改革実行委員会」からも、当行のガバナンス等に係る検証結果が公表され、ガバナンス強化に向けた改善案が提言されました。こうした提言を踏まえ、2021年1月に「お客さまサービス統括部」を、2021年3月には「キャッシュレス被害相談デスク」を設置するなど、お客さまからの苦情や相談対応について受付から解決まで一元的に管理する態勢を整備しました。また、新商品や新サービスの導入時や導入後の継続的なセキュリティ検証態勢を強化するため、2021年4月に「リスク管理委員会」の下部組織として「新商品・サービス検討小委員会（営業/事務）」や「システムリスク小委員会」を設置することを決定しました。

さらに、2020年2月に設置した代表執行役社長が委員長を務める「サービス向上委員会」を中心に、お客さま本位の業務運営の強化に全社一体となって取り組みました。具体的には、お客さまの声に接する全国の店舗等の社員と経営とのコミュニケーション強化を図るために、社長による「トップメッセージ動画」を定期的に全社員向けに配信したほか、社長直通の意見箱を全社員がアクセスできる社内イントラネット上に設置するなど、組織風土・文化改革に取り組みました。

■ リスクガバナンスの強化

当行では、リスクガバナンスの中核となる「リスクアペタイト・フレームワーク（RAF）」を導入しており、RAFの枠組みに基づき、リスクアペタイト方針^{*1}・指標^{*2}、トップリスク^{*3}の選定・管理を継続的に行うことで、経営管理態勢の強化を図りました。

また、「サービス向上委員会」や「コンプライアンス委員会」など、経営会議の諮問機関である専門委員会の連携強化等を通じて、縦割り組織からの脱却を図り、横断的なリスクガバナンスの向上に努めました。

*1 会社全体としてどのようなリスクを取って収益を獲得するか（リスクアペタイト）に関する基本方針

*2 リスクアペタイト方針に基づいた、収益性と財務健全性等の両立を図るための目標指標

*3 事業、業績および財政状態等に特に重要な影響を及ぼす可能性があるとして認識しているリスク

■ サイバー攻撃への態勢強化

複雑・巧妙化するサイバー攻撃への対応として、不正なアクセスの監視や被害防止に向けたサイバーセキュリティ態勢の強化に努めております。特に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けたサイバー攻撃の脅威の高まりへの備えを強化したほか、キャッシュレス決済サービス不正利用事案を踏まえた対策に取り組みました。

■ コンプライアンス態勢の強化

グループ一体となって信頼回復に向けた業務運営を進めている最中、2021年4月6日に公表した、長崎県内の郵便局における長期・高額な現金詐取事案を含め、部内犯罪が増加している事態を深刻に受けとめています。いずれの事案についても、被害に遭われたお客さまに対する補償を行うとともに、日本郵便株式会社と連携し、発生原因の分析、再発防止策の検討等を行い、不祥事件の撲滅に向けてコンプライアンスの徹底・強化に取り組んでいます。

このほか、資産運用商品については、適正な販売に努めるとともに、内部通報窓口の改善に取り組みました。

また、国際的な責務であるマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策については、商品・サービスの見直し、モニタリングの高度化や新システム構築に向けた準備など態勢強化に取り組みました。

■ 人事戦略

女性管理社員比率の上昇、キャリアチャレンジ（社内公募）の導入等によるキャリア形成支援、“イクボス^{*}”の養成や、新型コロナウイルス感染拡大を契機としたテレワークやweb会議環境の整備、フレックスタイム制の推進など、社員の多様性に対応した働きやすい職場環境作りに加え、生産性の向上等により、ダイバーシティ・マネジメントを推進しました。

また、トランザクション業務（窓口等における定型業務）を効率化する一方、運用の高度化・多様化、サイバー・デジタル等の強化・成長分野への人材確保・育成を推進しました。

* 職場で共に働く仲間のワーク・ライフ・バランスを考え、部下のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司

(参考) 外部評価



仕事と生活の両立支援に向けた、より高い水準の取組みを行っている企業として、厚生労働省より「プラチナくるみん」認定を取得



優良な健康経営を実践している企業として、経済産業省より「健康経営優良法人2021」認定を取得



LGBT等に関する取組みが評価される「PRIDE指標」において、3年連続で最高評価である「ゴールド」を受賞

■ ESG (環境、社会、ガバナンス)

当行では、ESG・CSRの推進を経営上の最重要施策の1つとして位置づけております。本事業年度においては、国際目標であるSDGs等を踏まえ、「お客さま・マーケット」「地域社会」「社員 (ダイバーシティ・マネジメント)」「環境」の4つをテーマとして設定し、ESGの取組みを推進しました。

具体的な取組み例としては、2020年4月にESG室を新設、従来の「CSR委員会」を「ESG・CSR委員会」(経営企画部所管)に改組することでESG推進態勢を整備しました。また、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)提言に基づく気候変動リスクのシナリオ分析の着手、ESG投資方針の改正等の取組みを実施しました。

二. 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症は、ワクチンが開発され、一部地域で接種が始まっているものの、変異種の出現など、引き続き、国際社会・世界経済にとって大きな脅威となっています。

当行においては、お客さまや社員への感染拡大防止策として、マスクやビニールカーテンなどの防疫物品の配備、ゆうちょダイレクト・ATMを活用した非対面取引へのご案内等のほか、テレワークの推進・出張の制限・懇親会の禁止などを継続してまいります。

なお、柔軟な人員配置や複数拠点によるバックアップを通じて、お客さまの日々の生活に必要な現金の入出金や決済業務などの業務継続態勢を確保しております。

新たな中期経営計画（2021年度～2025年度）の概要

前中期経営計画（2018年度から2020年度）では、『やっぱり、ゆうちょ』と言われることをもっと。』というスローガンのもと、お客さま本位の良質な金融サービスの提供、地域への資金の循環等、運用の高度化・多様化および経営管理態勢の強化に取り組み、目指す姿の実現に向けた基盤固めを着実に遂行しました。

一方、人口減少・超高齢化社会、地域経済の縮小、デジタル革命の進展、コロナ禍を受けた新しい生活様式への変化、超低金利環境の長期化など、当行をとりまく事業環境は大きく変化しており、こうした環境変化への課題認識と当行の強み・経営資源を踏まえ新しい中期経営計画（2021年度から2025年度）を策定しました。

なお、新しい中期経営計画の計画期間は、収益基盤・事業基盤の抜本的な強化に必要な期間等を考慮し、5年に設定しております。

中期経営計画期間を“信頼を深め、金融革新に挑戦”する5年間と位置づけ、次の5つの重点戦略を通じて、ビジネスモデルの変革と事業のサステナビリティ強化を目指します。

前中期経営計画（2018年度～2020年度）の振り返り

厳しい経営環境下、目指す姿に向けた基盤固めを着実に遂行

お客さま本位の良質な金融サービスの提供	「貯蓄から資産形成」・決済サービス充実等の取組みを推進し、役務取引等利益は17年度比+32%増加	経営管理態勢の強化
地域への資金の循環等	地域金融機関と連携し、地域活性化ファンドへの出資(累計32件)等を推進	
運用の高度化・多様化	リスク性資産残高を91兆円、戦略投資領域*残高を4.2兆円まで拡大 ※プライベートエクイティ、不動産等	

当行の強み・経営資源

邦銀唯一の顧客基盤 (通常貯金 1.2億口座)	日本全国の郵便局・ATMネットワーク
本邦最大級の資金基盤	多様な専門人材

中期経営計画（2021年度～2025年度）の基本方針

“信頼を深め、金融革新に挑戦”

～ビジネスモデルの変革と事業のサステナビリティ強化～

- リアルとデジタルの相互補完による新しいリテールビジネスへの変革
- デジタル技術を活用した業務改革・生産性向上
- 多様な枠組みによる地域への資金循環と地域リレーション機能の強化
- ストレス耐性を意識した市場運用・リスク管理の深化
- 一層信頼される銀行となるための経営基盤の強化

※DX推進

ESG経営の推進

* DXとは、Digital Transformationの略。データやデジタル技術を活用して、業務やビジネスモデルをより良いものに変革すること

（財務目標）

中期経営計画期間の財務目標について、次のとおり設定しました。

当行は、この財務目標の下、約24,000の郵便局ネットワークを通じて全国のお客さまに良質な金融サービスを提供しながら、同時に収益性・効率性改善に向けた取組みにも着手してまいります。

<連結ベース>		2020年度実績	2023年度目標	2025年度目標
収益性	連結当期純利益(当行帰属分)	2,801億円	2,800億円以上	3,500億円以上
	ROE(株主資本ベース)	3.06%	3.0%以上	3.6%以上
効率性	OHR (金銭の信託運用損益等を含むベース)*1	72.34%	72%以下	66%以下
	営業経費(20年度対比)	—	▲250億円	▲550億円
健全性	自己資本比率(国内基準)	15.53%	10%程度 (確保すべき水準)	10%程度 (確保すべき水準)
	CET1(普通株式等Tier1)比率 (国際統一基準)*2	14.09%	10%程度 (確保すべき水準)	10%程度 (確保すべき水準)

*1 Over Head Ratioの略。銀行業務の効率性を示す指標の一つで、一般的には、経費の業務粗利益に対する比率のこと。

当行は相應の規模で金銭の信託を活用した有価証券等運用を行っていることを踏まえ、金銭の信託に係る運用損益も分子に含めたOHRを指標として設定。
経費÷(資金収支等+役務取引等利益)で算出。資金収支等とは、資金運用に係る収益から資金調達に係る費用を除いたもの(売却損益等を含む)。

*2 その他有価証券評価益除くベース。2025年度目標はバーゼルⅢ完全実施ベース。

リアルとデジタルの相互補完による新しいリテールビジネスへの変革

■ デジタルサービス戦略の展開

安心・安全を最優先に、すべてのお客さまが利用しやすいデジタルサービスを拡充するとともに、郵便局ネットワークを活用し、デジタルサービスの普及を進めます。また、顧客基盤を活用し、多様な事業者との連携により最適なサービスを提供する、オープンな「共創プラットフォーム」の構築にも努めてまいります。

具体的には、各種デジタルサービスの本人確認機能等のセキュリティの強化、「通帳アプリ」の機能拡充や「家計簿・家計相談アプリ」の構築、UI/UX*の継続的な改善等に取り組んでまいります。

また、全国の郵便局ネットワークを活用することで、お客さまに最適なチャネルをご案内するとともに、デジタルサービスの身近なサポートも行っております。

当行は、邦銀随一の顧客基盤を有するため、「通帳アプリ」を中心に、デジタル領域での顧客基盤の拡大に取り組み、多くのお客さまに安心、便利にご利用いただけるデジタルサービスの普及に努めてまいります。

* ユーザー・インターフェース (User Interface) /ユーザー・エクスペリエンス (User Experience) の略。UIは「商品・サービスに係るユーザーの操作性や使い勝手」、UXは「ユーザーが製品・サービスを通じて得られる体験価値」のこと

■ 資産形成サポートビジネスの推進

資産形成サポートビジネスについては、お客さま本位の業務運営の下、いつもの社員に相談できる「対面チャネル」と、かんたん・べんり・低コストの「デジタルチャネル」でお客さまに最適なサービスを提供してまいります。

対面チャネルにおいては、資産運用商品のラインアップを当行の顧客層に合った商品に整理するとともに、投資初心者のお客さまには主に積立投資を提案してまいります。また、オンライン相談機能の導入・拡大や、「資産運用コンサルタント」の育成等を進め、お客さまに一層寄り添ったライフプラン・コンサルティングを実施してまいります。

一方、デジタルチャネルにおいては、競争力のある料金水準の下、Webサイトやアプリでのサービスを拡充するなど、誰でも使いやすい資産運用プラットフォームの整備に努めてまいります。

■ 新規ビジネスの推進

お客様の人生を長くサポートする新サービスや、利便性をより高める新サービスを展開してまいります。

具体的には、「口座貸越サービス」や「フラット35」の直接取扱を2021年5月から開始しております。また、「投資一任サービス」や「相続・信託サービス」についてもサービスの開始に向けて準備してまいります。

デジタル技術を活用した業務改革・生産性向上

店舗においては、窓口タブレットを導入する等、定型的な取引のセルフ処理を可能とする仕組みを広げるとともに、デジタルチャネルの充実を図り、お客様の取引チャネルの選択肢を拡充しながら、窓口業務の効率化を進めてまいります。

貯金事務センターにおいては、AI-OCR^{*1}・RPA^{*2}の拡大や、BPMS^{*3}の導入等、デジタル技術を組み合わせた総合的な業務の自動化を推進してまいります。

これらの取組みを通じ、直営店や貯金事務センター等の業務量を削減する一方、計画的なスキルアップにより強化分野に人員をシフトすることで、態勢の整備と生産性の向上を図ってまいります。

また、戦略的なIT投資等、重点分野への投資を強化しつつ、既定経費の削減により、経営の効率性の改善を目指してまいります。

* 1 AIを活用し、非定型帳票や手書き文字等の認識率を向上したOCR

* 2 Robotics Process Automationの略。今まで人間がマウスやキーボードで操作していた、端末操作等を自動化すること等によって、作業時間の短縮や品質向上を図る技術

* 3 Business Process Management Systemの略。RPAを自動で起動し、人による確認作業等を要求するなど、業務フローをシステムの的に制御し、自動的に工程管理を行うシステム

多様な枠組みによる地域への資金循環と地域リレーション機能の強化

お客さまからお預かりした大切な資金を、地域へと循環するために、多様な枠組みを通じた資金供給により、地域活性化への貢献に努めてまいります。特に、子会社の「JPインベストメント株式会社」のほか、「株式会社日本共創プラットフォーム (JPiX)」や「地域活性化ファンド」等を通じた資金供給により、地域のエクイティ性資金 (リスクマネー) のニーズに応じてまいります。

また、地域金融機関と連携し、「地域の金融プラットフォーム」の中核として、当行のATMネットワークの活用や事務の共同化など各地域の実情に応じた金融ニーズにも応えていきます。

このような地域経済活性化に向けた取組みについては、地方公共団体・地域金融機関との連携を一層強化しながら推進するため、2021年4月に「地域リレーション部門」を新設いたしました。

ストレス耐性を意識した市場運用・リスク管理の深化

■ 国際分散投資の推進

低金利が継続する厳しい経営環境の中、「リスクアペタイト・フレームワーク (RAF)」に基づき、取得するリスクの種類や水準を明確にした上で、リスク対比リターンを意識しつつ、収益性の向上を目指して国際分散投資を拡充してまいります。

具体的には、投資適格領域を中心にリスク性資産残高を積み上げてまいります。また、リスク性資産のうち、戦略投資領域については、選別的に投資を進め、残高の拡大を目指してまいります。

また、ストレス事象発生に備え、ストレス耐性のあるポートフォリオ構築を進めるとともに、ストレステストの高度化やモニタリングの強化等、リスク管理の深化に一層努めてまいります。

一層信頼される銀行となるための経営基盤の強化

全社員で「お客さま本位の業務運営」を実現し、一層信頼される企業となるため、次の社内改革に努めてまいります。

■ 組織風土改革

「サービス向上委員会」を中心に、社員一人ひとりが、日々の活動の中でお客さま本位の業務運営を実践していくために、継続的に組織風土改革に取り組みます。具体的には、経営理念の社内浸透に加えて、お客さま本位の考え方を組織や社員の評価体系等に一層反映してまいります。

■ 内部管理態勢の強化

変化の激しい社会・経済環境の中、リスク感度を向上し、変化に対して迅速・柔軟に対応しながら外部との連携も含め、各種管理態勢を強化します。

具体的には、「1線（営業部門、事務部門）」の自律的管理の強化、1線に対する「2線（管理部門）」・「3線（監査部門）」の社内横断的な牽制態勢の強化などリスクマネジメント態勢の強化に取り組みます。あわせて高度なセキュリティ対策の実行と新たなリスクに備えたITガバナンスとセキュリティ検証態勢の強化等、「安心・安全の確保」に努めてまいります。

また、コンプライアンス態勢については、日本郵便株式会社と連携し部内犯罪等の防止を図り、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の高度化については、モニタリングの高度化や新システムの構築等に引き続き取り組んでまいります。

ESG経営の推進

中期経営計画においては、当行の企業価値向上と社会的課題解決の両立に向けた基本方針の一つとして、「ESG経営」を位置づけております。

ESG経営の推進にあたり、当行が優先的に取り組むべき課題として、「日本全国あまねく誰にでも、安心・安全な金融サービスを提供」「地域経済発展への貢献」「環境の負荷低減」「働き方改革、ガバナンス高度化の推進」の4つの重点課題を特定しております。各重点課題を、経営戦略と具体的取組みに結び付け、KPIを設定した上でESG経営を推進してまいります。

このうち「環境の負荷低減」については、CO2排出量を2030年度までに2019年度対比46%削減し、ESGテーマ型投資残高を2025年度末に2兆円程度へ拡大するKPIを設定しております。

資本政策

資本政策は、「株主還元」、「財務健全性」、「成長投資」のバランスを取って、運営してまいります。また、日本郵政グループ方針として、日本郵政株式会社の当行株式保有割合について、中期経営計画期間中のできる限り早期に50%以下とすることを目指す方針が打ち出されており、当行としても当該方針に沿って民営化プロセスを着実に推進いたします。

■ 株主還元

成長投資・健全性維持に必要な資本を確保しつつ、株主の皆さまへの利益還元の充実を目指してまいります。具体的な株主還元方針は次のとおりとなります。

■ 財務健全性

自己資本比率（国内基準）10%程度、CET1比率10%程度を平時に最低限確保すべき水準に設定し、十分な財務健全性を確保してまいります。

■ 成長投資

内部留保をリスクテイク原資として活用し、2025年度末にリスク性資産残高を110兆円程度、戦略投資領域残高を10兆円程度まで拡大し、資金収支等・ROEを改善してまいります。

株主還元方針等

■ 株主還元方針

- ・ 株主還元・財務健全性・成長投資のバランスを考慮し、中期経営計画期間中（2021年度～2025年度）は、基本的な考え方として、配当性向は50%程度とする方針です。
- ・ ただし、配当の安定性・継続性等を踏まえ、配当性向50～60%程度の範囲を目安とし、1株当たり配当金（DPS）は、2021年度の当初配当予想水準^{*}からの増加を目指します。

* 2022年3月期の配当予想は、1株当たり40円（配当性向57.6%）

■ 株主還元等に関するその他の方針

- ・ 今後の利益の拡大や内部留保の充実、規制動向等の状況によって、追加的な株主還元政策を実施することも検討します。
- ・ 株主の皆さまの日頃からのご支援に感謝するとともに、当行株式の投資魅力を高め、より多くの皆さまに当行株式を保有していただくこと等を目的として、中期経営計画期間中（2021年度～2025年度）は、株主優待を実施することも検討します（詳細は決定次第、改めて開示します）。
- ・ 配当の回数については、当行の運用ポートフォリオの状況を踏まえ、新型コロナウイルスの影響等により、市場の不透明性が大きい間は、期末配当の年1回とする方針です。

当行は、これらの諸施策を通じて企業価値向上に努めます。株主の皆さまには、今後ともご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
貯金	179,882,759	180,999,134	183,004,733	189,593,469
定期性貯金	105,989,336	100,927,190	95,298,907	88,145,649
その他	73,893,423	80,071,943	87,705,825	101,447,819
貸出金	6,145,537	5,297,424	4,961,733	4,691,723
個人向け	172,658	155,851	142,159	97,383
中小企業向け	—	2,500	2,000	2,240
その他	5,972,878	5,139,073	4,817,573	4,592,100
商品有価証券	32	2	31	13
有価証券	139,201,254	137,135,264	135,198,460	138,183,264
国債	62,749,725	58,356,567	53,636,113	50,493,477
その他	76,451,529	78,778,696	81,562,347	87,689,786
総資産	210,630,601	208,970,478	210,905,152	223,847,547
内国為替取扱高	46,011,959	50,999,801	60,390,778	65,702,968
外国為替取扱高	百万ドル 1,267	百万ドル 1,054	百万ドル 725	百万ドル 396
経常利益	499,669	374,299	379,077	394,325
当期純利益	352,745	266,178	273,044	279,837
1株当たり当期純利益	円 銭 94.09	円 銭 71.00	円 銭 72.83	円 銭 74.64

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2 貯金は、銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当します。
 3 1株当たり当期純利益は、以下の算式により算定しております。

$$1 \text{ 株当たり当期純利益} = \frac{\text{損益計算書上の当期純利益}}{\text{普通株式の期中平均発行済株式数} - \text{普通株式の期中平均自己株式数}}$$

(ご参考) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	2,044,940	1,845,413	1,799,544	1,946,728
経常利益	499,654	373,978	379,137	394,221
親会社株主に帰属する当期純利益	352,775	266,189	273,435	280,130
包括利益	△80,426	23,376	△2,177,244	2,470,383
純資産額	11,521,680	11,362,365	9,003,256	11,394,827
総資産	210,629,821	208,974,134	210,910,882	223,870,673

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 従業員の状況

	当年度末
従業員数	12,408人
平均年齢	43.8歳
平均勤続年数	19.9年
平均年間給与	6,746千円

- (注) 1 従業員数は当行から他社への出向者を含んでおらず、他社から当行への出向者を含んでおります。また、臨時従業員（無期転換制度に基づく無期雇用転換者（アソシエイト社員）を含む。）は含んでおりません。
 2 平均年齢、平均勤続年数は、それぞれ小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。
 3 平均勤続年数は、当行設立以前（民営化前）における勤続年数を含んでおります。
 4 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおり、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数

	当年度末	
	店	うち出張所
北海道	5	(4)
東 北	10	(9)
関 東	70	(69)
東 京	41	(40)
信 越	6	(5)
北 陸	4	(3)
東 海	23	(22)
近 畿	44	(43)
中 国	11	(10)
四 国	6	(5)
九 州	13	(12)
沖 縄	1	(-)
国内計	234	(222)
海外計	-	(-)
合 計	234	(222)

(注) 当行を所属銀行とする銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所、当行の無人出張所（当年度末現在7,145箇所）は除いて記載しております。

ロ. 当年度新設営業所

該当事項はありません。

ハ. 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
日本郵便株式会社	東京都千代田区	郵便業務、保険窓口業務、印紙の売りさばき、地方公共団体からの受託業務、生命保険業及び損害保険業の代理業務、国内・国際物流業、ロジスティクス事業、不動産業、物販業など

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
ソニー銀行株式会社
株式会社新生銀行

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	40,658
---------	--------

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内容	金額
ゆうちょ総合情報システム	13,102
ATM	7,313

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	親会社が有する当行の議決権比率	その他
日本郵政株式会社	東京都千代田区	持株会社	3,500,000 百万円	89.00%	—

- (注) 1 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
- 2 当行は、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、株式会社かんぽ生命保険との間で、グループ共通の理念・方針等のグループ運営に係る基本的事項を定め、円滑なグループ運営に資することを目的とした「日本郵政グループ協定」を締結しております。この協定を受け、当行は、日本郵政株式会社との間で、「日本郵政グループ運営に関する契約」等を締結し、グループ運営の重要事項を、同社との事前協議事項及び同社への報告事項としておりますが、同社は当行の意思決定を妨げ又は拘束しない旨、明定しております。
- また、当行は、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、株式会社かんぽ生命保険との間で、日本郵政グループのブランド価値の維持・向上を目的とした商標管理協定、日本郵政株式会社との間で商標管理契約を締結しており、これらの協定・契約に基づき、当行は日本郵政株式会社が一元的に管理する「ゆうちょ」等の商標の使用を許諾されております。
- さらに、当行は日本郵政株式会社に対し、日本郵政グループに属することによる利益の対価としてブランド価値使用料を支払っており、その算定方法は重大な経済情勢の変化等、特段の事情が生じない限り、変更しないものとしております。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
ゆうちょローンセンター株式会社	東京都中央区	個人ローン等の事務代行業	2,000 百万円	100.00%	—
日本ATMビジネスサービス株式会社	東京都港区	現金自動入出金機等の現金装填及び回収並びに管理業務	100 百万円	35.00%	—
JP投信株式会社	東京都中央区	投資運用業、第二種金融商品取引業	500 百万円	45.00%	—
JPインベストメント株式会社	東京都千代田区	有価証券等に関する投資運用業務及び投資助言業務	750 百万円	50.00%	—

(注) 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

■ 重要な業務提携の概況

- 1 当行は、郵政民営化法第98条第2項第2号の規定により、銀行代理業務を日本郵便株式会社に委託しております。また、日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第5条の責務を果たすために、銀行窓口業務契約を締結しております。

なお、2018年12月1日に、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、2019年度以降、郵便局ネットワークの維持に要する基礎的費用は、当行及び株式会社かんぽ生命保険からの拠出金を原資として独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構から日本郵便株式会社に交付される交付金で賄われております。

この「交付金・拠出金制度」の導入を踏まえ、これまで日本郵便株式会社の委託業務に係る費用として当行が負担していた委託手数料は、交付金と新たな委託手数料で賄うように見直しております。

- 2 当行は、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第15条の規定により、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構が日本郵政公社から承継した郵便貯金の管理業務を受託しております。

- 3 ATM・CD提携

当行は、次の金融機関と提携し、現金自動預払機等による現金の引き出し等のサービスを実施しております。

都市銀行（5行）、信託銀行（3行）、外国銀行（2行）、地方銀行（62行）、第二地方銀行（38行）、その他の銀行（14行）、株式会社商工組合中央金庫（1金庫）、信用金庫（259金庫）、信用組合（119組合）、労働金庫（13金庫）、信用農業協同組合連合会（32連合会）、農業協同組合（576組合）、信用漁業協同組合連合会（28連合会）、漁業協同組合（73組合）、証券会社（11社）、生命保険会社（8社）、クレジットカード会社（47社）、その他（7社）

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

取締役		(年度末現在)	
氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
池田 憲人	取締役 指名委員	日本郵政株式会社取締役	—
田中 進	取締役	日本郵政株式会社常務執行役	—
増田 寛也	取締役 指名委員 報酬委員	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長 日本郵便株式会社取締役 株式会社かんぽ生命保険取締役 東京大学公共政策大学院客員教授	—
小野寺 敦子	取締役 監査委員		—
明石 伸子	取締役（社外役員） 監査委員	NPO法人日本マナー・プロトコール協会理事長 有限会社ブライトン代表取締役 株式会社吉野家ホールディングス社外取締役 日本放送協会経営委員会委員	—
池田 克朗	取締役（社外役員） 監査委員（委員長） 報酬委員		長年にわたり金融機関の経営に携わるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するもの
中鉢 良治	取締役（社外役員） 報酬委員（委員長） 指名委員		—

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
竹内 敬介	取締役（社外役員） 指名委員 報酬委員	ブラザー工業株式会社社外取締役 株式会社日本共創プラットフォーム社外取締役	—
海輪 誠	取締役（社外役員） 指名委員（委員長）	東北電力株式会社取締役会長 一般社団法人東北経済連合会会長	—
粟飯原 理咲	取締役（社外役員）	アイランド株式会社代表取締役社長	—
河村 博	取締役（社外役員） 監査委員	同志社大学法学部教授 株式会社石井鐵工所社外取締役	—
山本 謙三	取締役（社外役員） 監査委員	オフィス金融経済イニシアティブ代表 株式会社ブリヂストン社外取締役 住友生命保険相互会社社外取締役	—

- (注) 1 池田憲人、田中進の2氏は執行役を兼務しております。
- 2 小野寺敦子氏は、常勤の監査委員であります。常勤の監査委員を選定する理由は、取締役会以外の重要な会議等への出席や、内部統制部門との連携を密にすることにより、監査委員会による監査の実効性を高めるためであります。
- 3 社外取締役である明石伸子、池田克朗、中鉢良治、竹内敬介、海輪誠、粟飯原理咲、河村博、山本謙三の8氏は、株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であります。
- 4 2020年6月16日開催の定時株主総会において、増田寛也、小野寺敦子、河村博、山本謙三の4氏が取締役に新たに選任され、同日付で就任いたしました。
- 5 2020年6月16日開催の定時株主総会の終結の時をもって、中里良一、有田知徳、野原佐和子、町田徹の4氏は任期満了により当行取締役を退任いたしました。
- 6 池田憲人氏は、2020年6月20日付で、株式会社ファンケル社外取締役を退任いたしました。
- 7 竹内敬介氏は、2020年6月29日付で、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構社外取締役を退任いたしました。また、同氏は、2020年12月25日付で、株式会社日本共創プラットフォーム社外取締役に就任いたしました。

執行役			(年度末現在)
氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
池田 憲人	代表執行役社長	日本郵政株式会社取締役	—
田中 進	代表執行役副社長 (社長補佐及びコーポレートスタッフ部門の業務(調査部、財務部、IR部、広報部、お客さまサービス統括部、IT戦略部サイバーディフェンス推進室及び総務部の業務を除く。)に関する事項)	日本郵政株式会社常務執行役	—
萩野 善教	執行役副社長 (システム部門及びコーポレートスタッフ部門IT戦略部サイバーディフェンス推進室の業務に関する事項)	日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社取締役	—
村島 正浩	専務執行役 (営業部門の業務に関する事項並びに直営店及びエリア本部の業務に関する統括)	ゆうちょローンセンター株式会社取締役	—
矢野 晴巳	専務執行役 (コーポレートスタッフ部門調査部に関する事項並びにコーポレートスタッフ部門を担当する代表執行役副社長の補佐(コーポレートスタッフ部門経営企画部(新規ビジネス企画室に関する業務を除く。)及びALM企画部に関する業務の総括に限る。))		—
笠間 貴之	専務執行役 (市場部門の業務に関する事項)		—

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
西森 正広	常務執行役 (コンプライアンス部門の業務に関する事項)		—
玉置 正人	常務執行役 (リスク管理部門の業務に関する事項)		—
小藤田 実	常務執行役 (事務部門の業務に関する事項及び窓口サービス・事務プロセスのデジタル化に関する代表執行役社長の特命に関する事項)		—
矢崎 敏幸	常務執行役 (監査部門の業務に関する事項)		—
田中 隆幸	常務執行役 (営業部門並びに直営店及びエリア本部の業務の統括を担当する専務執行役の補佐及び商品・サービスの変革に関する代表執行役社長の特命に関する事項)		—
新村 真	常務執行役 (コーポレートスタッフ部門財務部、IR部及び広報部の業務に関する事項並びにコーポレートスタッフ部門を担当する代表執行役副社長の補佐(コーポレートスタッフ部門経営企画部IFRS準備室に関する業務の総括に限る。))	ゆうちょローンセンター株式会社取締役	—
櫻井 重行	常務執行役 (コーポレートスタッフ部門を担当する代表執行役副社長の補佐(コーポレートスタッフ部門人事部に関する業務の総括に限る。))	日本郵政スタッフ株式会社取締役	—
福岡 伸博	常務執行役 (コーポレートスタッフ部門お客さまサービス統括部及び総務部の業務に関する事項)		—

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
牧野 洋子	執行役 (コーポレートスタッフ部門を担当する代表執行役副社長の補佐 (コーポレートスタッフ部門ダイバーシティ推進部に関する業務の総括に限る。))		—
天羽 邦彦	執行役 (コーポレートスタッフ部門調査部を担当する専務執行役の補佐)		—
尾形 哲	執行役 (システム部門及びコーポレートスタッフ部門IT戦略部サイバーディフェンス推進室を担当する執行役副社長の補佐)		—
大野 利治	執行役 (監査部門を担当する常務執行役の補佐)	ゆうちょローンセンター 株式会社監査役	—
奈倉 忍	執行役 (デジタル化推進タスクフォースその他代表執行役社長の特命に関する事項及びコーポレートスタッフ部門を担当する代表執行役副社長の補佐 (コーポレートスタッフ部門経営企画部新規ビジネス企画室に関する業務の総括に限る。))		—
山田 亮太郎	執行役 (コーポレートスタッフ部門を担当する常務執行役の補佐 (コーポレートスタッフ部門お客さまサービス統括部に関する業務の総括に限る。))		—
月岡 治親	執行役 (システム部門を担当する執行役副社長を補佐する執行役の補佐 (システム部門システム開発第二部に関する業務の総括に限る。))		—

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
中尾 英樹	執行役 (市場部門を担当する専務執行役の補佐(市場部門市場統括部に関する業務の総括に限る。))	JPインベストメント株式会社取締役	—
岸 悦子	執行役 (営業部門を担当する専務執行役を補佐する常務執行役の補佐(営業部門営業統括部に関する業務の総括に限る。))		—
飯村 幸司	執行役 (コーポレートスタッフ部門を担当する代表執行役副社長の補佐(コーポレートスタッフ部門IT戦略部に関する業務の総括に限る。)及びコーポレートスタッフ部門IT戦略部サイバーディフェンス推進室を担当する執行役副社長を補佐する執行役の補佐)		—
當麻 維也	執行役 (営業部門を担当する専務執行役を補佐する常務執行役の補佐(営業部門デジタルサービス事業部に関する業務の総括に限る。))		—

- (注) 1 池田憲人、田中進の2氏は取締役を兼務しております。
 2 2020年6月16日開催の定時株主総会の終結後最初に招集された取締役会において笠間貴之、飯村幸司、當麻維也の3氏が執行役に新たに選任され、笠間貴之氏は同日付、飯村幸司、當麻維也の2氏は2020年7月1日付で就任いたしました。
 3 2020年6月16日開催の定時株主総会の終結後最初に招集された取締役会において、役付執行役を選定し、次のとおり変更いたしました。

氏名	地位(変更前)	地位(変更後)	異動年月日
笠間 貴之	(新任)	専務執行役	2020年6月16日
新村 真	執行役	常務執行役	2020年6月16日
櫻井 重行	執行役	常務執行役	2020年6月16日
福岡 伸博	執行役	常務執行役	2020年6月16日

- 4 2020年6月16日開催の定時株主総会の終結後最初に招集された取締役会の終結の時をもって田原邦男、志々見寛一、小野寺敦子の3氏は任期満了により当執行役を退任いたしました。
 5 池田憲人氏は、2020年6月20日付で、株式会社ファンケル社外取締役を退任いたしました。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	報酬等			
			基本報酬	業績連動型 株式報酬	退職慰労金	その他
取締役	13名	91	91	—	—	0
執行役	28名	722	617	90	11	2
計	41名	814	709	90	11	2

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2 取締役と執行役の兼務者に対しては、取締役としての報酬等は支給しておりません。
 3 取締役の支給人数は、無報酬の取締役1名を除いております。
 4 業績連動型株式報酬には、当年度に費用計上した金額を記載しております。
 5 役員退職慰労金制度は2013年6月に廃止しておりますが、引き続き在任する役員に対しては、制度廃止までの在任期間に係る役員退職慰労金を退任時に支給することとしております。

【業績連動報酬等に関する事項】

(業績連動型株式報酬制度の概要)

業績連動型株式報酬制度については、「4 当行の株式に関する事項」をご参照ください。

(業績連動型報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動型報酬の額の決定方法)

会社業績に係る指標については、経営計画の達成度等について総合的な判断を行うため、複数の異なるカテゴリーから指標を設定することとし、当行の事業形態・内容に適したものとして、「当期純利益」、「総預かり資産営業及び役務手数料拡充」及び「運用高度化及びリスク管理高度化」をその指標としております。

執行役の業績連動型報酬の額の決定方法については、後段の「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針 3 執行役の報酬」をご参照ください。

(当事業年度における当該業績連動型報酬に係る指標の目標、実績)

指標	目標	実績
当期純利益	親会社株主に帰属する当期純利益：2,800億円	親会社株主に帰属する当期純利益：2,801億円
総預かり資産営業 及び役務手数料拡充	①資産運用商品残高：+3,215億円 ②役務収支：+1,305億円	①資産運用商品残高：△29億円 ②役務収支：+1,279億円
運用高度化及び リスク管理高度化	①運用パフォーマンスの評価 ②リスク性資産、戦略投資領域拡充	①リスク抑制的なポートフォリオ運営方針の下、相場回復局面における限定的なリスクテイク（割安な局面での投資機会の確保）及び株式ヘッジの見送り等により、総合損益を改善。 ②適切なリスク管理の下、リスク性資産、戦略投資領域を拡充。 リスク性資産残高：91.1兆円 （うち戦略投資領域：4.3兆円） 参考：前事業年度 リスク性資産残高：84.9兆円 （うち戦略投資領域：3.3兆円）

【当事業年度に係る会社役員の個人別の報酬等の内容が方針に沿うと報酬委員会が判断した理由】

当行では、報酬委員会において、後段の「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」に則って、取締役及び執行役の職責・役位に応じた報酬水準の相当性などについて多角的な検討を行い、役位ごとの基本報酬額を定める「役員報酬基準」及び執行役の業績連動型株式報酬について定める「役員株式給付規程」を定めております。

これらの基準・規程に基づき、個人別の基本報酬額及び株式報酬に係る付与ポイント等を報酬委員会において決定しており、それぞれの内容は後段の方針に沿うものであると判断しております。

■ 取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

当行の取締役及び執行役の報酬については、報酬委員会が「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」を次のとおり定め、この方針に則って報酬額を決定しております。

1 報酬体系

- (1) 取締役と執行役を兼務する場合は、執行役としての報酬を支給する。
- (2) 当行の取締役が受ける報酬については、経営等に対する責任の範囲・大きさを踏まえ、職責に応じた確定金額報酬を支給するものとする。
- (3) 当行の執行役が受ける報酬については、職責に応じた基本報酬（確定金額報酬）及び業績連動型の株式報酬を支給するものとし、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能する仕組みとする。

2 取締役の報酬

取締役の報酬については、経営の監督という主たる役割を踏まえ、職責に応じた一定水準の確定金額報酬を支給し、その水準については取締役としての職責の大きさ並びに当行の現況を考慮して相応な程度とする。

3 執行役の報酬

執行役の報酬については、役位によって異なる責任の違い等を踏まえ、その職責に応じた一定水準の基本報酬（確定金額報酬）及び経営計画の達成状況等を反映させた業績連動型の株式報酬を支給する。

基本報酬の水準については執行役の職責の大きさと当行の現況を考慮して相応な程度とする。

株式報酬については、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの観点から、別に定める職責に応じた基本ポイント及び個人別評価に基づく評価ポイントに経営計画の達成状況等に応じて変動する係数を乗じて算出されるポイントを毎年付与し、退任時に累積されたポイントに応じた株式を給付するものとする。ただし、そのうちの一定割合については、株式を換価して得られる金銭を給付するものとする。

なお、特別な業務知識・技能が必要な分野を担当する執行役であって、その職責に応じた報酬によっては他社において当該分野を担当する役員が一般に受ける報酬水準を著しく下回ることとなる者については、職責に応じた報酬に代え、他社の報酬水準を参考とした報酬とすることができる。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
増田 寛也	<p>会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、当行と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。</p> <p>会社法第423条第1項に定める責任について、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする。</p>
小野寺 敦子	
明石 伸子	
池田 克朗	
中鉢 良治	
竹内 敬介	
海輪 誠	
栗飯原 理咲	
河村 博	
山本 謙三	

(4) 補償契約

イ. 在任中の会社役員との間の補償契約

該当事項はありません。

ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
取締役	<p>被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するもの。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じている。保険料は全額当行が負担する。</p>
執行役	

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
明石 伸子	NPO法人日本マナー・プロトコール協会理事長 有限会社ブライトン代表取締役 株式会社吉野家ホールディングス社外取締役 日本放送協会経営委員会委員
竹内 敬介	ブラザー工業株式会社社外取締役 株式会社日本共創プラットフォーム社外取締役
海輪 誠	東北電力株式会社取締役会長 一般社団法人東北経済連合会会長
粟飯原 理咲	アイランド株式会社代表取締役社長
河村 博	同志社大学法学部教授 株式会社石井鐵工所社外取締役
山本 謙三	オフィス金融経済イニシアティブ代表 株式会社ブリヂストン社外取締役 住友生命保険相互会社社外取締役

(注) 当行は、株式会社日本共創プラットフォームに対し、出資を行っております。その他、上記の兼職先との間には、特に記載すべき関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
明石 伸子	5年9月	当年度取締役会13回開催のうち13回出席(100%) 就任後における当年度監査委員会14回開催のうち14回出席(100%)	NPO法人理事長・政府関係会議の有識者議員等としての豊富な経験と専門的な知識を活かして、中期経営計画策定、サービス向上及びダイバーシティ推進等について、積極的な提言を行いました。また、監査委員会の委員を務めたほか、サービス向上委員会において客観的な意見を述べる等、議論の深化に貢献しました。
池田 克朗	5年7月	当年度取締役会13回開催のうち13回出席(100%) 当年度監査委員会18回開催のうち18回出席(100%) 当年度報酬委員会4回開催のうち4回出席(100%)	金融機関の経営者としての豊富な経験・見識及び財務・会計に関する専門的な知識を活かして、中期経営計画策定及び資産運用におけるリスク管理等について、積極的な提言を行いました。また、監査委員会の委員長として当行の内部統制に係る態勢強化を牽引したほか、報酬委員会委員として積極的に意見し、活発な議論に貢献しました。
中鉢 良治	2年9月	当年度取締役会13回開催のうち13回出席(100%) 当年度指名委員会2回開催のうち2回出席(100%) 当年度報酬委員会4回開催のうち4回出席(100%)	長年にわたる経営者としての豊富な経験・見識を活かして、中期経営計画策定及びガバナンス向上等について、積極的な提言を行いました。また、報酬委員会の委員長として適切な役員報酬等の検討・決定プロセスを牽引したほか、指名委員会委員として積極的に意見し、活発な議論に貢献しました。
竹内 敬介	1年9月	当年度取締役会13回開催のうち13回出席(100%) 就任後における当年度指名委員会1回開催のうち1回出席(100%) 当年度報酬委員会4回開催のうち4回出席(100%)	長年にわたる経営者としての豊富な経験・見識を活かして、中期経営計画策定及び事業戦略の見直し・推進等について、積極的な提言を行いました。また、指名委員会及び報酬委員会の委員を務め、積極的な発言を行う等、経営の透明性向上に貢献しました。
海輪 誠	1年9月	当年度取締役会13回開催のうち13回出席(100%) 当年度指名委員会2回開催のうち2回出席(100%)	長年にわたる経営者としての豊富な経験・見識を活かして、中期経営計画策定及びESG経営の推進等について、積極的な提言を行いました。また、指名委員会の委員長として取締役の選任等に関する検討・決定プロセスを牽引し、経営の透明性向上に貢献しました。

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
栗飯原 理咲	1年9月	当年度取締役会13回開催のうち13回出席（100%）	インターネットマーケティング等について深い見識を有しており、その豊富な経験と専門的な知識を活かして、中期経営計画策定及びデジタルサービス戦略等について、積極的な提言を行いました。また、サービス向上委員会において客観的な意見を述べる等、議論の深化に貢献しました。
河村 博	9月	就任後における当年度取締役会11回開催のうち11回出席（100%） 就任後における当年度監査委員会14回開催のうち14回出席（100%）	長年にわたり法曹の職にあり、法律実務家としての豊富な経験と専門的な知識を活かして、中期経営計画策定及びコンプライアンス態勢の強化等について、積極的な提言を行いました。また、監査委員会の委員を務め、積極的に意見を述べる等、活発な議論に貢献しました。
山本 謙三	9月	就任後における当年度取締役会11回開催のうち10回出席（90%） 就任後における当年度監査委員会14回開催のうち14回出席（100%）	金融市場・金融システムに関する深い見識を有しており、その豊富な経験と専門的な知識を活かして、中期経営計画策定及びリスク管理の深化等、銀行経営に係る課題への対応について、積極的な提言を行いました。また、監査委員会の委員を務め、積極的に意見を述べる等、活発な議論に貢献しました。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	11名	63	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	18,000,000千株
	発行済株式の総数	3,749,475千株 (自己株式750,524千株を除く。)

(注) 自己株式には株式給付信託が保有する当行株式(721千株)を含めておりません。

(2) 当年度末株主数	427,764名
-------------	----------

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本郵政株式会社	3,337,032千株	88.99%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	33,237千株	0.88%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	11,792千株	0.31%
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	11,371千株	0.30%
ゆうちょ銀行社員持株会	10,413千株	0.27%
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	8,571千株	0.22%
株式会社日本カストディ銀行(信託口6)	7,595千株	0.20%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	6,848千株	0.18%
株式会社日本カストディ銀行(信託口1)	6,797千株	0.18%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	5,683千株	0.15%

(注) 1 持株数等は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 当行は自己株式として750,524千株(発行済株式の総数に占める持株数の割合16.67%)を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、自己株式には、株式給付信託が保有する当行株式(721千株)を含めておりません。

3 持株比率は、自己株式(750,524千株)を除いて算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員交付株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数
取締役（社外取締役を除く。）及び執行役	3名	53,900株
社外取締役	－	－

(5) その他株式に関する重要な事項

■ 執行役に対する業績連動型株式報酬制度

当行は、執行役の報酬と株式価値との連動性を明確にし、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に対する執行役の貢献意識を一層高めるため、信託を活用した業績連動型株式報酬制度を導入しております。

■ 管理社員に対する株式給付制度

当行は、特に高度かつ専門的知識を用いて業務を遂行する市場部門管理社員を対象として、当行の中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意欲を高めるため、信託を活用した株式給付制度を導入しております。

5 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

該当事項はありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 前野 充次 指定有限責任社員 菅野 雅子 指定有限責任社員 岡田 英樹	196	①監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度の監査計画と実績を確認した上で、当事業年度の監査予定時間及び報酬見積額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項に定める同意を行っております。 ②当行は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である自己資本比率算定に関する合意された手続による調査業務の委託等の対価を支払っております。

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、これらの合計金額を記載しております。

3 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 225百万円

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

イ. 在任中の会計監査人との間の補償契約

該当事項はありません。

ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針です。

また、監査委員会は、会計監査人の職務遂行の状況等を総合的に勘案し、必要と判断したときにおいては、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する方針です。

- ロ. 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実

該当事項はありません。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

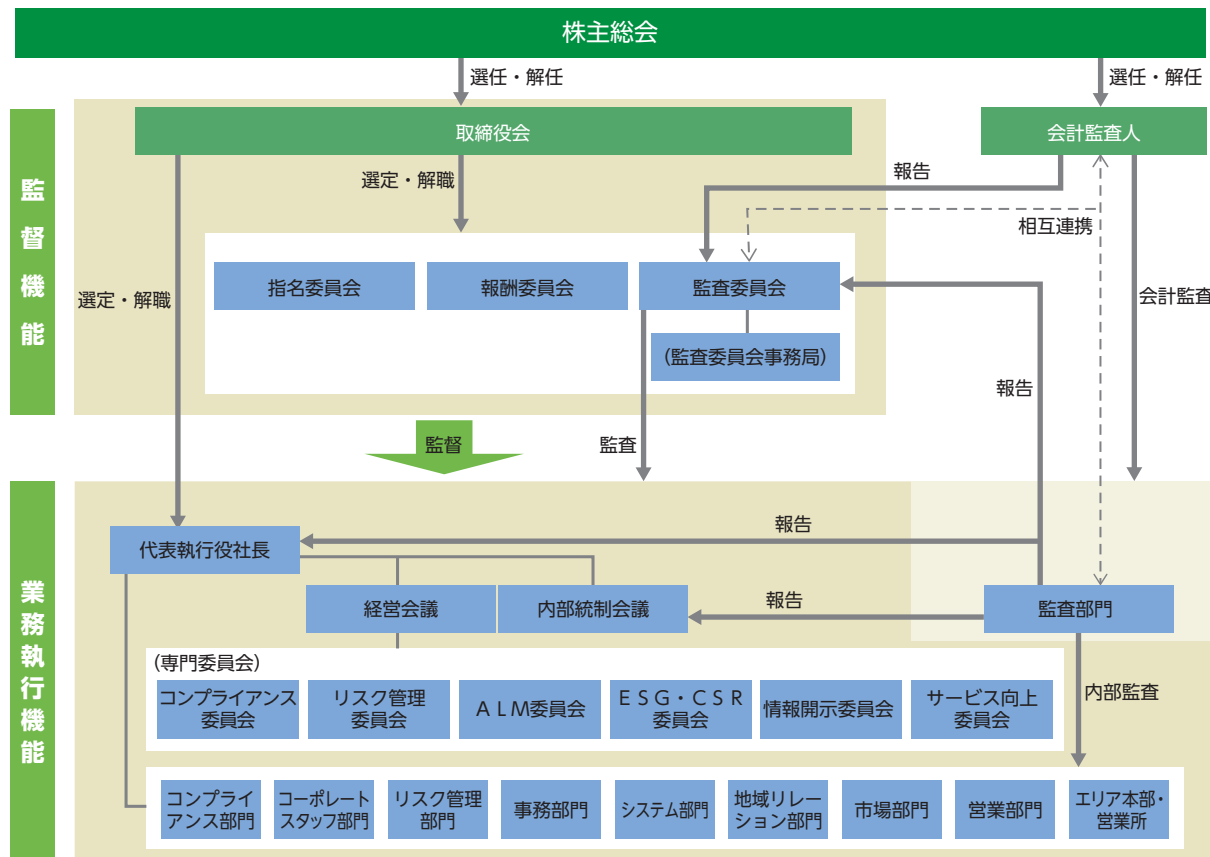
8 業務の適正を確保する体制

【コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方】

当行は、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、次の考え方を基本として当行のコーポレートガバナンス体制を整備してまいります。

- (1) 郵便局をメインとするネットワークを通じて銀行サービスを提供することにより、安定的な価値を創出するとともに、お客さまにとっての新しい利便性を絶え間なく創造し、質の高いサービスの提供を追求し続けます。
- (2) 株主のみなさまに対する受託者責任を十分認識し、株主のみなさまの権利及び平等性が適切に確保されるよう配慮してまいります。
- (3) 株主を含むすべてのステークホルダーのみなさまとの対話を重視し、適切な協働・持続的な共生を目指します。そのため、経営の透明性を確保し、適切な情報の開示・提供に努めます。
- (4) 経済・社会等の環境変化に迅速に対応し、すべてのステークホルダーのみなさまの期待に応えるため、取締役会による実効性の高い監督の下、迅速・果断な意思決定・業務執行を行ってまいります。

コーポレートガバナンス体制（概要）



【業務の適正を確保する体制の整備】

当行は、会社法第416条第1項第1号口及びホ並びに会社法施行規則第112条第1項及び第2項に基づき指名委員会等設置会社の取締役会が決議すべき業務の適正を確保するための体制については、「内部統制システムの構築に係る基本方針」を、取締役会において決議しております。

その内容は次のとおりです。

- (1) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ 経営理念及び経営計画などの経営に関する基本的な方針を定め、執行役及び使用人（以下「役職員」という。）が、事業活動のあらゆる局面において法令等を遵守するよう周知徹底を図る。また、コンプライアンスに関する規程を定め、コンプライアンス態勢を整備する。
 - ロ 代表執行役社長が指名する執行役で構成する内部統制会議を定期的開催し、法令等遵守など内部統制に関する最重要事項について協議する。
 - ハ コンプライアンスを統括する部署を設置し、コンプライアンスを徹底するための具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを年度ごとに策定、定期的実施状況の進捗確認を行うなどコンプライアンスの推進に努めるとともに、コンプライアンスに関する委員会を設置し、コンプライアンスに関する具体的な運用、諸問題への対応等について協議し、重要な事項を内部統制会議、経営会議及び監査委員会に報告する。
 - ニ 役職員が遵守すべき事項を具体的に示した行動指針及び当行の企業活動に関連する法令等に関する解説等を記載したコンプライアンス・マニュアルを策定するとともに、役職員が遵守すべき法令及び社内規程等に関する研修を実施することなどにより、コンプライアンスの徹底を図る。
 - ホ コンプライアンス態勢を確立し健全な業務運営を確保するため、当行の銀行代理業者である日本郵便株式会社との間に、代表執行役社長等で構成する連絡会議を設置し、日本郵便株式会社の法令等遵守に係る内部管理態勢の充実・強化に関する事項について協議するとともに、業務の指導、法令等を遵守させるための研修、業務の実施状況のモニタリング等、日本郵便株式会社に対する指導・管理のために必要な措置を講じる。
 - ヘ 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規程」等において組織としての対応を定め、組織全体として、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、平素から警察等の外部専門機関と連携をとりながら、反社会的勢力との関係を遮断し排除する。

- ト 当行が提供する商品・サービスが不正に利用される可能性があることに留意し、方針及び規程を定め、マネー・ローングリング及びテロ資金供与対策に係る態勢を整備する。
- チ 当行の財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制に関する規程等を定め、財務報告に係る内部統制の評価及び報告の態勢を整備する。
- リ 法令又は社内の規程等の違反又はそのおそれがある場合の報告ルールを定めるとともに、社内外に内部通報窓口を設け、その利用につき役職員に周知徹底する。
- ヌ お客さま本位の業務運営の徹底のため、基本方針の制定、推進計画の策定、役職員への研修等を通じて、お客さま本位の良質な金融サービスを提供する態勢を整備する。
- ル 内部監査に関する規程等を定め、内部監査態勢を整備する。また、被監査部門から独立した内部監査部門が、法令等遵守状況を含めた事業活動全般の適正性について、実効性ある内部監査を実施するとともに内部監査の実施状況や内部監査態勢の状況等について、内部統制会議、経営会議及び監査委員会に報告する。

(2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理に関する規程等を定め、経営会議議事録、稟議書をはじめとする執行役の職務執行に係る各種情報の保存及び管理の方法並びに体制を明確化し、適切な保存及び管理を図るとともに、監査委員会及び内部監査部門の求めに応じ、請求のあった文書を閲覧又は謄写に供する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ リスク管理に関する規程を定め、リスク管理態勢を整備し、リスク管理を実施する。
- ロ リスク管理を統括する部署を設置し、リスクの状況を把握し、分析・管理を行うとともに、リスクへの対処方法や管理手法の是正を行う。また、リスク管理に関する委員会を設置し、リスク管理態勢の整備・運営に関する事項及びリスク管理の実施に関する事項について協議し、重要な事項を経営会議及び監査委員会に報告する。
- ハ 経営に重大な影響を与えるリスクが顕在化した場合に、迅速かつ適切に対処し、是正手段をとるため、危機管理に関する規程等を定め、危機管理態勢及び危機対応策等を整備する。

(4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ 代表執行役社長が指名する執行役で構成する経営会議を定期的開催し、取締役会決議事項、代表執行役社長の権限事項その他代表執行役社長が必要と認めた事項について協議する。また、経営会議の諮問機関として、必要に応じて専門委員会を設置する。

ロ 組織規程及び職務権限規程を定め、各組織の分掌、執行役の職務権限及び責任等を明確化し、執行役の職務執行の効率化を図る。

(5) 当行並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 日本郵政株式会社、日本郵便株式会社及び株式会社かんぽ生命保険との間で、日本郵政グループ協定を締結するとともに、日本郵政株式会社との間で日本郵政グループ運営に関する契約及びグループ運営のルールに関する覚書を締結し、グループ運営を適切かつ円滑に実施するために必要な事項等について事前協議又は報告を行う。

ロ 子会社等の管理に関する規程を定め、子会社等の業務運営を適切に管理する態勢を整備する。

ハ グループ内取引の管理に関する規程を定め、グループ内取引を適正に行う。

(6) 監査委員会の職務を補助すべき職員に関する事項

監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会事務局を設置するとともに、監査委員会の職務を補助するのに必要な知識・能力を有する専属の職員を配置する。

(7) 監査委員会の職務を補助すべき職員の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会事務局の職員に係る採用、異動、人事評価、懲戒処分は、監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員の同意を得た上で行う。

(8) 監査委員会の職務を補助すべき職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会事務局の職員は、監査委員会の職務を補助するにあたり、同委員会の指揮命令にのみ従い業務を実施する。

(9) 監査委員会への報告に関する体制

- イ 執行役は、監査委員会に定期的にその業務の執行状況を報告する。
- ロ 取締役（監査委員である取締役を除く。）及び役職員は、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項について、速やかに監査委員に報告する。
- ハ 役職員並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査委員会の求めに応じて、業務執行に関する事項を報告する。
- ニ 監査委員会への報告を行った者に対し、当該報告等を行ったことを理由として不利益な取扱いを行ってはならない。

(10) 監査委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員が監査委員会の職務について所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査委員会の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、これを拒むことができないものとする。

(11) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ 代表執行役社長は、当行の経営の基本方針、対処すべき課題、内部統制システムの機能状況等の経営上の重要事項について、監査委員会と定期的に意見交換を行い、相互認識を深めるよう努める。
- ロ 内部監査部門は、内部監査計画を策定し、監査委員会の同意を得た上で代表執行役社長の決裁を受ける。また、内部監査の実施状況及び結果について定期的に監査委員会に報告し、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項については速やかに監査委員に報告する。
- ハ 監査部門を担当する執行役及び監査企画部長の異動は、監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員の同意を得た上で行う。
- ニ 監査委員会は、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、定期的に監査実施報告を受けるほか、会計監査上の重要なポイント等を常に把握するため、必要に応じて意見交換を行うなどの連携を図る。
- ホ 監査委員会は、その職務の執行に当たり、日本郵政株式会社の監査委員会と定期的に意見交換を行うなどの連携を図る。

【業務の適正を確保する体制の運用状況】

(1) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ コンプライアンス態勢

当行は、法令等の遵守を、経営理念及び経営計画などに明記し、コンプライアンス基本規程等を定め、顧客保護の態勢も含め、コンプライアンスの重要性について、トップメッセージを発出し、各種研修等を通じて周知徹底を図っております。年度ごとにコンプライアンス・プログラムを策定するとともに、コンプライアンス委員会を開催し、推進状況の確認や課題の協議を行っているほか、内部統制会議において、法令等遵守など内部統制に関する最重要事項について協議しております。

また、当行は日本郵便株式会社に銀行代理業務等を委託しておりますが、郵便局において、長期・高額の部内犯罪等の不祥事件が発覚していることを受け、再発防止策を含め、郵便局のコンプライアンス態勢強化に向けた取組みを同社及び日本郵政株式会社と連携して進めております。

ロ コンプライアンス違反等に対する報告態勢

当行は、コンプライアンス違反の発生やそのおそれがある場合に、コンプライアンス・ラインへの報告義務や内部通報窓口への報告が可能である旨を規定し、その利用について、研修等で周知しております。

ハ ハラスメントへの対応態勢

当行は、客観的かつ公正・公平なハラスメント事案対応を行うため、外部弁護士を委員長としたハラスメント調査委員会を設置しております。

ニ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策

当行は、提供する商品・サービスがマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に利用される可能性があることに留意し、方針及び規程を定め、リスクの特定・評価、商品・サービスの見直し及び顧客管理の強化等を通じて、管理態勢の強化に取り組んでおります。

ホ 反社会的勢力への対応

当行は、反社会的勢力に対しては、社内の関係部署間で定期的に協議し、外部専門機関とも連携して、組織全体として関係遮断・排除に取り組んでおります。

へ お客さま本位の業務運営

当行は、お客さま本位の経営理念の一層の浸透を図るため、サービス向上委員会等を通じて、当行の商品・サービスの向上と組織風土改革に継続的に取り組んでおります。

また、キャッシュレス決済サービスの不正利用事案を受け、取締役会での意見も踏まえ、総合的な苦情・相談対応態勢強化のため、お客さまからの苦情・相談を一元的に管理し、受付から解決まで責任を持って対応する態勢を整備しております。

(2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当行は、文書管理規程等を定め、文書の保管・保存及び管理方法等を明確にするとともに、年1回以上、保管・保存文書の管理状況を確認しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当行は、年度ごとにリスク管理取組方針を策定し、リスク管理に関する重要な事項については、リスク管理委員会等において協議又は報告を行っております。

当行は、独立したリスク管理部門が、経営の持続可能性の観点から、経営計画等の妥当性を検証する態勢を整備しております。

また、当行は、適切なリスクテイクとリスクコントロールによる安定的な収益と財務健全性の確保のため、リスクアペタイト・フレームワークを構築し、リスクガバナンスの更なる強化に取り組んでおります。

さらに、サイバー・セキュリティへの対応として、態勢強化に向けたアクションプランの策定・実施やサイバーインシデント演習等を行っております。

加えて、キャッシュレス決済サービスの不正利用事案を受け、取締役会での意見も踏まえ、セキュリティ検証態勢強化のため、新商品・サービス導入時の審査基準を明確化し、新商品・サービスを審議する会議体を新設するとともに、継続的なリスク評価・管理態勢、不正利用発生等に備えた対応態勢を整備しております。

危機管理規程、事業継続計画（BCP）等については、随時見直しを実施するとともに、危機管理規程、事業継続計画（BCP）に基づき年1回以上の訓練を行っております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応として、危機管理委員会を随時開催し、お客さま・社員への感染拡大防止及び業務継続の確保に取り組んでおります。

(4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当行は、毎週開催される経営会議において、取締役会決議事項、代表執行役社長の権限事項等について協議しているほか、経営会議の諮問機関として各種専門委員会を開催しております。

また、職務権限規程において、執行役は職務の分掌に基づき担当業務の執行を総括する旨規定されており、執行役の職務分掌については、変更の都度取締役会で決議し、執行役の責任を明確化しております。

(5) 当行並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行は、日本郵政グループ協定等を締結し、これに則り、日本郵政株式会社との事前協議及び報告を行い、グループ運営を適切かつ円滑に実施しております。

また、子会社等経営管理規程に基づき、子会社及び関連会社の事業計画の策定、株主総会の招集及び議案の決定等の当行の承認事項と規定されている事項について、その適切性を確認の上、承認を行っております。

(6) 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会は、監査が実効的に行われることを確保するため、毎月、執行役から業務の執行状況について報告を受けるほか、経営の基本方針、内部統制システムの機能状況等について、代表執行役社長、監査部門及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換等を実施しております。

また、監査部門の独立性・客観性を高めるため、中期・年度監査計画、監査部門の重要な人事異動について、監査委員会の事前同意を得ることとしております。

さらに、監査委員会事務局の職員は、監査委員会の指揮命令にのみ従い業務を実施しており、監査委員会の業務に必要な費用について、措置しております。

加えて、各種キャッシュレス決済サービスの不正利用事案の発生を受け、監査委員会は、監査部門に調査指示を行ったほか、執行役からの報告を受け、それらの調査結果に基づき不正利用事案に係るガバナンス構築・運用状況について検証を行い、検証結果を取締役に報告しております。

9 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当行の利益を害さないように留意した事項

当行は、親会社である日本郵政株式会社及びその子会社・関連会社から構成される日本郵政グループ各社と契約を締結し取引しております。

当行は、当該取引については、契約の締結・改定の際に、取引の目的・必要性、取引条件の適正性（銀行法に定めるアームズ・レングス・ルール）等を確認しております。

ロ. 当該取引が当行の利益を害さないかどうかについての当行の取締役会の判断及びその理由

当行は、グループ内取引の管理に関する規程を定め、契約部署が取引の目的・必要性、取引条件の適正性等を事前に確認し、案件に応じて法務部・経営企画部等の点検や取締役会の決議を受ける態勢を整備しております。

このように、取締役会は、当行のグループ内取引の管理態勢が適切に運営されていることをもって、日本郵政株式会社との取引の適正性が確保されていることを確認しております。

なお、当行は日本郵政株式会社と人的・資本的關係等で密接な関係にありますが、当行の責任により意思決定を行い、独立して経営・事業運営を行っております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

11 会計参与に関する事項

(1) 責任限定契約

該当事項はありません。

(2) 補償契約

イ. 在任中の会計参与との間の補償契約

該当事項はありません。

ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

12 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針（剰余金の配当等の決定に関する方針）

当行は、定款第39条第1項にて「会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定める」と規定しております。

当行は、株主のみなさまへの利益還元を経営における最重要課題の一つとして認識しており、銀行業の公共性に鑑み、健全経営確保の観点から内部留保の充実に留意しつつ、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

中期経営計画（2018年度～2020年度）においては、「2020年度末までの間は1株当たり年間配当50円を確保し、安定的な1株当たり配当を目指してまいります。また、今後の規制動向、利益成長や内部留保の充実等の状況によって、追加的な株主還元政策を実施することも検討」という基本方針を掲げておりました。

こうした基本方針のもと、当期（2020年度）の配当金については、1株当たり50円（配当性向66.9%）といたしました。

今後は、株主還元・財務健全性・成長投資のバランスを考慮し、新しい中期経営計画期間中（2021年度～2025年度）は、基本的な考え方として、配当性向は50%程度とする方針です。ただし、配当の安定性・継続性等を踏まえ、配当性向50～60%程度の範囲を目安とし、1株当たり配当金は、2021年度の当初配当予想水準からの増加を目指してまいります。

以上

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目 (資産の部)	金額	科目 (負債の部)	金額
現金預け金	60,768,034	貯金	189,593,469
現金	303,841	振替貯金	9,150,117
預け金	60,464,192	通常貯金	90,808,248
コールローン	1,390,000	貯蓄貯金	612,591
買現先勘定	9,721,360	定期貯金	4,709,291
買入金銭債権	362,212	特別貯金	738,060
商品有価証券	13	定額貯金	83,436,358
商品国債	13	その他の貯金	138,801
金銭の信託	5,547,574	売現先勘定	14,886,481
有価証券	138,183,264	債券貸借取引受入担保金	1,504,543
国債	50,493,477	借入金	3,917,500
地方債	5,493,814	借入金	3,917,500
短期社債	1,869,535	外国為替	514
社債	9,145,414	未払外国為替	514
株式	13,755	その他負債	1,535,953
その他の証券	71,167,266	未決済為替借	37,070
貸出金	4,691,723	未払法人税等	45,974
証書貸付	4,592,100	未払費用	242,335
当座貸越	99,623	前受収益	59
外国為替	80,847	金融派生商品	905,395
外国他店預け	80,847	資産除去債務	143
その他資産	2,857,518	その他の負債	304,973
未決済為替貸	24,717	賞与引当金	7,408
前払費用	3,992	退職給付引当金	141,740
未収収益	178,038	従業員株式給付引当金	535
先物取引差入証拠金	150,929	役員株式給付引当金	303
先物取引差金勘定	147	睡眠貯金払戻損失引当金	73,830
金融派生商品	114,058	繰延税金負債	823,134
金融商品等差入担保金	313,549	負債の部合計	212,485,414
その他の資産	2,072,084	(純資産の部)	
有形固定資産	197,940	資本金	3,500,000
建物	84,074	資本剰余金	4,296,285
土地	67,250	資本準備金	3,500,000
建設仮勘定	91	その他資本剰余金	796,285
その他の有形固定資産	46,523	利益剰余金	2,749,408
無形固定資産	47,992	その他利益剰余金	2,749,408
ソフトウェア	29,214	繰越利益剰余金	2,749,408
その他の無形固定資産	18,777	自己株式	△1,300,844
貸倒引当金	△935	株主資本合計	9,244,849
		その他有価証券評価差額金	2,487,770
		繰延ヘッジ損益	△370,486
		評価・換算差額等合計	2,117,283
		純資産の部合計	11,362,133
資産の部合計	223,847,547	負債及び純資産の部合計	223,847,547

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		1,946,224
資金運用収益	1,198,278	
貸出金利息	10,186	
有価証券利息配当金	1,161,897	
コールローン利息	191	
買現先利息	△3,675	
債券貸借取引受入利息	331	
預け金利息	28,031	
その他の受入利息	1,315	
役務取引等収益	157,376	
受入為替手数料	86,754	
その他の役務収益	70,621	
その他業務収益	293,684	
外国為替売買益	254,666	
国債等債券売却益	38,503	
金融派生商品収益	513	
その他経常収益	296,886	
貸倒引当金戻入益	59	
償却債権取立益	24	
株式等売却益	8,654	
金銭の信託運用益	277,072	
その他の経常収益	11,074	
経常費用		1,551,899
資金調達費用	241,154	
貯金利息	38,323	
売現先利息	13,368	
債券貸借取引支払利息	6,908	
コマーシャル・ペーパー利息	250	
借入金利息	1,000	
金利スワップ支払利息	180,581	
その他の支払利息	721	
役務取引等費用	29,433	
支払為替手数料	5,096	
その他の役務費用	24,336	
その他業務費用	64,484	
国債等債券売却損	64,484	
営業経費	1,008,089	
その他経常費用	208,738	
株式等売却損	197,135	
金銭の信託運用損	4,323	
その他の経常費用	7,279	
経常利益		394,325
特別損失		1,564
固定資産処分損	557	
減損損失	1,006	
税引前当期純利益		392,760
法人税、住民税及び事業税	124,123	
法人税等調整額	△11,200	
法人税等合計		112,923
当期純利益		279,837

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金
					繰越利益剰余金
当期首残高	3,500,000	3,500,000	796,285	4,296,285	2,563,307
当期変動額					
剰余金の配当					△93,736
当期純利益					279,837
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	-	-	-	186,100
当期末残高	3,500,000	3,500,000	796,285	4,296,285	2,749,408

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,300,881	9,058,711	256,880	△327,940	△71,060	8,987,651
当期変動額						
剰余金の配当		△93,736				△93,736
当期純利益		279,837				279,837
自己株式の取得	△295	△295				△295
自己株式の処分	332	332				332
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			2,230,890	△42,546	2,188,344	2,188,344
当期変動額合計	36	186,137	2,230,890	△42,546	2,188,344	2,374,481
当期末残高	△1,300,844	9,244,849	2,487,770	△370,486	2,117,283	11,362,133

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

		(単位：百万円)	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	60,769,486	貯金	189,588,549
コールローン	1,390,000	売現先勘定	14,886,481
買現先勘定	9,721,360	債券貸借取引受入担保金	1,504,543
買入金銭債権	362,212	借入金	3,917,500
商品有価証券	13	外国為替	514
金銭の信託	5,547,574	その他負債	1,536,281
有価証券	138,204,256	賞与引当金	7,582
貸出金	4,691,723	退職給付に係る負債	133,542
外国為替	80,847	従業員株式給付引当金	535
その他資産	2,857,615	役員株式給付引当金	303
有形固定資産	198,137	睡眠貯金払戻損失引当金	73,830
建物	84,182	繰延税金負債	826,179
土地	67,250	負債の部合計	212,475,846
建設仮勘定	93	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	46,611	資本金	3,500,000
無形固定資産	48,286	資本剰余金	4,296,514
ソフトウェア	29,386	利益剰余金	2,750,234
その他の無形固定資産	18,899	自己株式	△1,300,844
繰延税金資産	93	株主資本合計	9,245,904
貸倒引当金	△935	その他有価証券評価差額金	2,488,982
		繰延ヘッジ損益	△370,486
		退職給付に係る調整累計額	5,687
		その他の包括利益累計額合計	2,124,183
		非支配株主持分	24,739
		純資産の部合計	11,394,827
資産の部合計	223,870,673	負債及び純資産の部合計	223,870,673

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		1,946,728
資金運用収益	1,198,391	
貸出金利息	10,186	
有価証券利息配当金	1,162,011	
コールローン利息	191	
買現先利息	△3,675	
債券貸借取引受入利息	331	
預け金利息	28,031	
その他の受入利息	1,315	
役務取引等収益	157,375	
その他業務収益	293,680	
その他経常収益	297,280	
貸倒引当金戻入益	59	
償却債権取立益	24	
その他の経常収益	297,196	
経常費用		1,552,506
資金調達費用	241,154	
貯金利息	38,323	
売現先利息	13,368	
債券貸借取引支払利息	6,908	
コマーシャル・ペーパー利息	250	
借入金利息	1,000	
その他の支払利息	181,303	
役務取引等費用	29,433	
その他業務費用	64,484	
営業経費	1,009,358	
その他経常費用	208,075	
その他の経常費用	208,075	
経常利益		394,221
特別損失		1,566
固定資産処分損	560	
減損損失	1,006	
税金等調整前当期純利益		392,654
法人税、住民税及び事業税	124,350	
法人税等調整額	△11,225	
法人税等合計		113,124
当期純利益		279,529
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△600
親会社株主に帰属する当期純利益		280,130

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,500,000	4,296,285	2,563,840	△1,300,881	9,059,245
当期変動額					
剰余金の配当			△93,736		△93,736
親会社株主に帰属する 当期純利益			280,130		280,130
自己株式の取得				△295	△295
自己株式の処分				332	332
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		228			228
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	－	228	186,393	36	186,659
当期末残高	3,500,000	4,296,514	2,750,234	△1,300,844	9,245,904

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	256,874	△327,940	5,131	△65,935	9,945	9,003,256
当期変動額						
剰余金の配当						△93,736
親会社株主に帰属する 当期純利益						280,130
自己株式の取得						△295
自己株式の処分						332
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						228
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	2,232,108	△42,546	556	2,190,118	14,793	2,204,912
当期変動額合計	2,232,108	△42,546	556	2,190,118	14,793	2,391,571
当期末残高	2,488,982	△370,486	5,687	2,124,183	24,739	11,394,827

招集、通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社ゆうちょ銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	前 野 充 次	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅 野 雅 子	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡 田 英 樹	㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゆうちょ銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社ゆうちょ銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 前 野 充 次 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 菅 野 雅 子 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岡 田 英 樹 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ゆうちょ銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゆうちょ銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの株式会社ゆうちょ銀行第15期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会は、監査委員会規則、監査委員会監査規程、監査委員会決議に基づく職務分担の定め等に従い、当期の監査計画を定め、内部統制部門等と連携の上、Web会議等のツールも活用しながら、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査しました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載されているとおり、キャッシュレス決済サービスにおける不正利用事案を受けて、当行は、内部統制システムの改善に向けた取組みを進めており、監査委員会としては、今後もその改善状況を継続的に監視・検証してまいります。

また、業務委託先である郵便局における部内犯罪の防止対策に関する当行の関与の在り方についてもその改善状況を注視しております。

- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当行の利益を害さないよう留意した事項及び当該取引が当行の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

株式会社ゆうちょ銀行 監査委員会

監査委員	池田 克朗	㊟
監査委員	明石 伸子	㊟
監査委員	河村 博	㊟
監査委員	山本 謙三	㊟
監査委員	小野寺 敦子	㊟

(注) 監査委員 池田 克朗、明石 伸子、河村 博及び山本 謙三は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役です。

以上

【ご来場にあたっての注意事項】

1. 当日は、受付の前に、株主さまの検温をさせていただきます。
発熱のある方や体調不良とお見受けの方には、ご入場をお控えいただく場合がございます。
2. 会場内でのマスクの常時着用と、手指のアルコール消毒にご協力をお願いいたします。
3. 会場の座席は間隔を空けて配置するため、席数が限られており、ご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

株主総会会場ご案内図

会場 ザ・プリンス パークタワー東京 地下2階 ボールルーム

東京都港区芝公園四丁目8番1号

※「東京プリンスホテル」ではございませんので、お間違のないようご注意ください。

会場詳細図 地下2階



交通機関のご案内

- | | | | | |
|-----------------|--------|-------|--------|------|
| ① 都営地下鉄三田線 | 「芝公園駅」 | A4 出口 | 徒歩約6分 | → 経路 |
| ② 都営地下鉄大江戸線 | 「赤羽橋駅」 | 赤羽橋口 | 徒歩約8分 | → 経路 |
| ③ 都営地下鉄浅草線・大江戸線 | 「大門駅」 | A6 出口 | 徒歩約13分 | → 経路 |
| ④ JR山手線・京浜東北線 | 「浜松町駅」 | 北口 | 徒歩約15分 | → 経路 |

駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮いたします。

- 株主さまへのお土産はご用意しておりません。
- 当日ご出席の場合は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。